
米原市庁舎等の在り方に関する提言書（案）

（平成 24 年 2 月 22 日時点案）

平成 24 年 3 月 ● 日

米原市庁舎等の在り方検討市民委員会

《委員長あいさつ》

《目 次》

1 検討の背景.....	1
1. 1. 1 米原市庁舎等の在り方検討市民委員会設置の目的.....	1
1. 1. 2 庁舎等の検討に至る背景.....	1
2 現庁舎等の現状とニーズについて	3
2. 1 現庁舎等の現状.....	3
2. 1. 1 現庁舎等の立地状況.....	3
2. 1. 2 分庁舎方式の現状.....	4
2. 1. 3 各庁舎での取扱業務の実態.....	9
2. 1. 4 各庁舎の維持管理費・改修費.....	10
2. 1. 5 庁舎の耐震性能・バリアフリー化の現状.....	13
2. 1. 6 公用車及び庁舎間移動に係る経費.....	15
2. 1. 7 市の財政状況について.....	17
2. 2 庁舎等に対する市民の意識とニーズ	19
2. 2. 1 利用実態.....	19
2. 2. 2 市民意識調査から見る現在の庁舎等に対する評価.....	23
2. 2. 3 市民意識調査から見る今後の方向性.....	25
2. 3 現状と課題のまとめ.....	26
3 今後の市庁舎等の在り方について	27
3. 1 市庁舎等の今後の方向性	27
3. 2 分庁舎方式と統合方式のコスト比較	30
3. 3 今後の市庁舎等の在り方についての提言	36

1 検討の背景

1.1.1 米原市庁舎等の在り方検討市民委員会設置の目的

米原市では合併後約6年が経過し、合併当初から継続してきた分庁舎方式の検証や各庁舎の老朽化や耐震など危機管理面を含めた何らかの対応が必要となっているため、「庁舎」や「市民自治センター」、更には「行政サービスセンター」（以下「庁舎等」という。）についての現状を調査・研究し、市民目線による総合的な見地から今後の庁舎等の在り方を検討する組織として、平成23年8月2日に『米原市庁舎等の在り方検討市民委員会』（以下「市民委員会」という。）を設置しました。

1.1.2 庁舎等の検討に至る背景

平成17年2月14日に山東町、伊吹町及び米原町が合併して「米原市」が誕生し、さらに平成17年10月1日に米原市と近江町が合併して現在の「米原市」が誕生しました。その際の新市の事務所の位置についての取り決めや「米原市・近江町新市まちづくり計画」における公共的施設の統合整備については、次のように計画され今日に至っています。

(1) 山東町・伊吹町・米原町合併協議会合併時における新市事務所の位置について

【「報告第22号 新市事務所位置検討小委員会の最終報告について」から抜粋】

1 審議の結果、確認された事項

- ・新市の事務所は、当面、行政改革の観点から新設せず、簡素で効率的な執行体制とすることを前提に、本庁機能を分担する庁舎として、現在の3町の庁舎を利用する。なお、新市の条例でそれぞれの庁舎を山東庁舎、伊吹庁舎、米原庁舎と規定し、その所在地を明記する。
- ・各庁舎に住民サービスの低下を招かないよう市民窓口を設置する。
- ・地方自治法第4条第1項の規定に基づき条例で定める事務所の位置は、交通の事情、他の官公署との関係を考慮して、当面、現米原町役場所在地（米原町下多良三丁目3番地）とする。

※波線は今回追加した部分

(2) 米原市・近江町合併協議会合併時における新市事務所の位置について

【「協議第43号 新市の事務所の位置について」から抜粋】

1. 地方自治法第4条第1項の規定に基づき条例で定める新市の事務所の位置は、米原市役所米原庁舎所在地（米原市下多良三丁目3番地）とし、本庁機能を分担する庁舎として、山東庁舎、伊吹庁舎、米原庁舎とともに、現近江町役場を近江庁舎として利用します。
2. 各庁舎の名称及び位置は、条例で規定します。
3. 各庁舎には、市民窓口を設置し、住民サービスの低下を招かないよう配慮します。

※波線は今回追加した部分

(3) 「米原市・近江町新市まちづくり計画」における公共的施設の統合整備について

【「米原市・近江町新市まちづくり計画」から抜粋】

6 公共的施設の統合整備

(前略)

なお、新市の事務所については分庁方式とし、現庁舎を活用することにより対応します。公共的施設のネットワーク化やワン・ストップ・サービスなどにより、市民サービスの低下を招かないよう努めます。

これらを踏まえて、現在の米原市役所庁舎は伊吹庁舎、山東庁舎、近江庁舎及び米原庁舎の4庁舎による「分庁舎方式」となっており、市民窓口として各庁舎に「市民自治センター」を設置し、ワン・ストップ・サービスによる業務提供をしています。

しかし、合併した市町村に対する地方交付税や合併特例債による措置など、法律に基づく国からの財政支援が平成27年度から縮減期間に入り、平成32年度には新市の規模で算出した本来の交付税額（一本算定）となります。

また、平成22年4月に策定した第2次米原市行財政改革大綱の「基本方針(2) 質の高い行政サービスの展開」において、公共施設の見直しを次のように掲げています。

【「第2次米原市行財政改革大綱」から抜粋】

6 公共施設の見直し

(1) 市の規模に見合った施設の整理（廃止・移管・売却・運営改善）

- 設置後、相当の年数を経過した施設等について、所期の設置目的と現時点における使用実態とを比較、勘案しながら抜本的な見直しを行います。
- 財政規模を考慮し、持続可能な施設維持管理体制を構築します。
- 旧町役場の庁舎を利用し、機能分担させている分庁舎方式について、その利点、欠点を検証し、今後における庁舎の在り方についての検討を行います。

このため、平成21年度から先行して「米原市市有財産調査業務」に着手し、庁舎等も含めたすべての公共施設（道路、橋梁、上下水道などの社会基盤は除く）における現状調査が始まっています。そして、この業務において、公共施設の今後の在り方や方向性を定める予定でしたが、庁舎等については、より深く多方面にわたる議論が必要であると判断されたため、新たな組織となる市民委員会を立ち上げ、審議することとなりました。

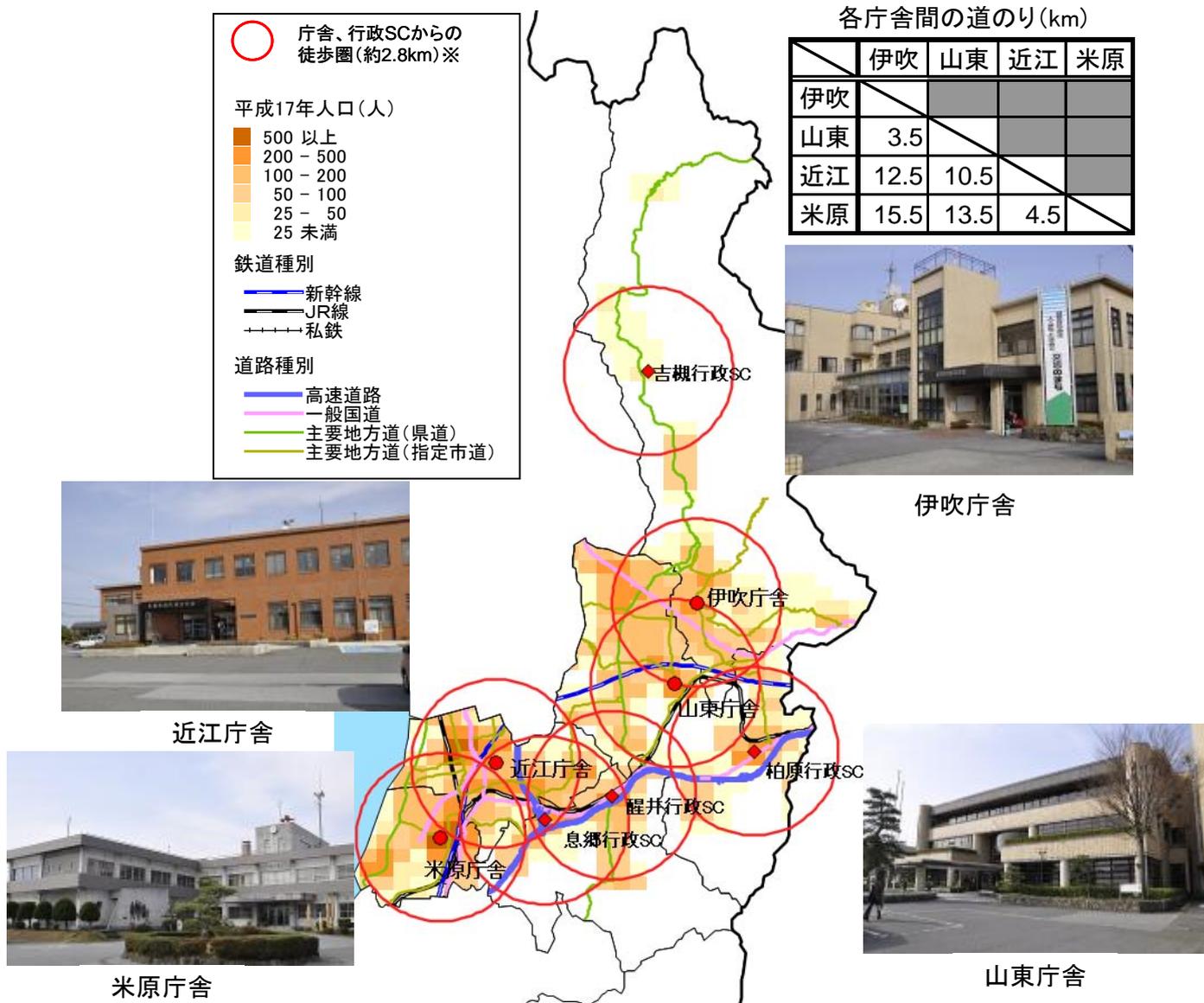
2 現庁舎等の現状とニーズについて

2.1 現庁舎等の現状

2.1.1 現庁舎等の立地状況

◎各庁舎と行政サービスセンターは、下図のとおり分散して配置されており、人口の多いエリアが各庁舎・行政サービスセンターの徒歩圏内に概ね含まれています。

図表 1 庁舎・行政サービスセンターの位置図



※ 法令による小学校の徒歩圏が4kmと定められていることから、街路が格子状でタテ2km、ヨコ2kmの計4km移動するとした場合の直線距離は約2.8kmであることから、徒歩圏は半径約2.8kmの範囲とした。

2. 1. 2 分庁舎方式の現状

◎市民サービス機能を提供する市民自治センターは4庁舎にある一方で、職員が執務する各部は4庁舎に分散して配置されています。

- 分庁舎方式の現状は、市民サービス機能を提供する市民自治センターは全庁舎にあります。職員の執務機能である各部は4庁舎に分散配置されています。

図表 2 庁舎別の部署

庁舎	庁舎別部署
伊吹庁舎	伊吹市民自治センター・市長直轄組織（水源の里振興室）・経済環境部・農業委員会
山東庁舎	山東市民自治センター・健康福祉部（兼 福祉事務所）・教育委員会・米原市議会
近江庁舎	近江市民自治センター・市民部・土木部
米原庁舎	米原市民自治センター・市長直轄組織・総務部・会計室・監査委員・土木部（米原駅周辺整備課）・公平委員会

- 4庁舎別の市職員配置数や規模等は、下表のとおりです。

図表 3 庁舎別職員数等比較

	伊吹庁舎	山東庁舎	近江庁舎	米原庁舎	米原市 合計/平均
地区人口(人)※1	5,778	13,158	10,500	11,727	41,163
庁舎別市職員数(人)※2	52	110	94	93	349
市民自治センターの職員数(人)	7	10	8	15	40
管理職職員数(人)	13	24	23	30	90
庁舎別課数(課)	7	9	8	14	38
床面積(m ²)	2,010	4,380	1,970	2,020	10,380
市民自治センターにおける年間業務取扱件数(件/年)※3	13,756	30,882	31,595	37,978	114,211

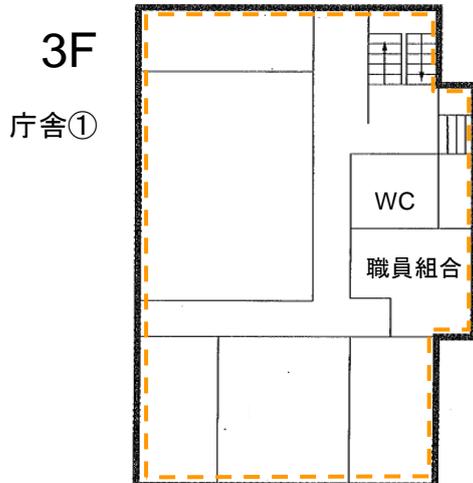
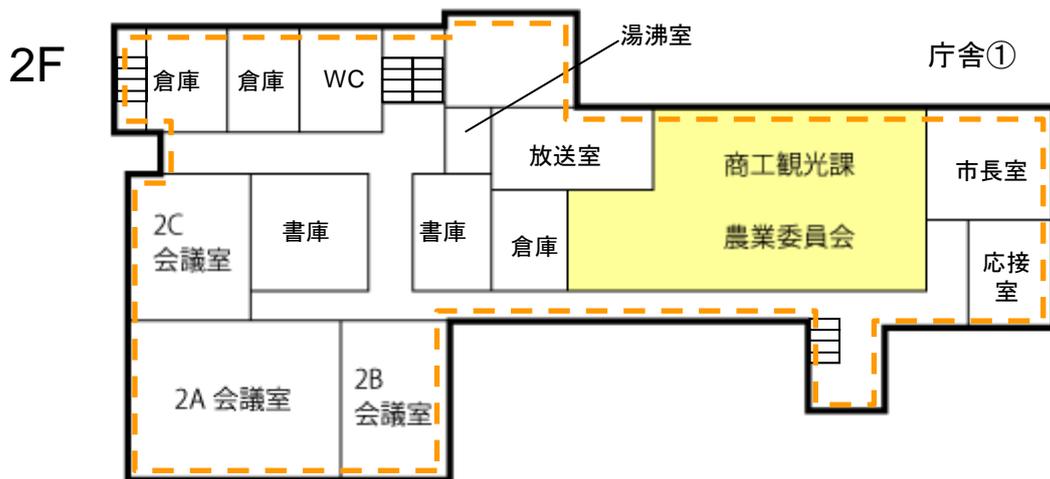
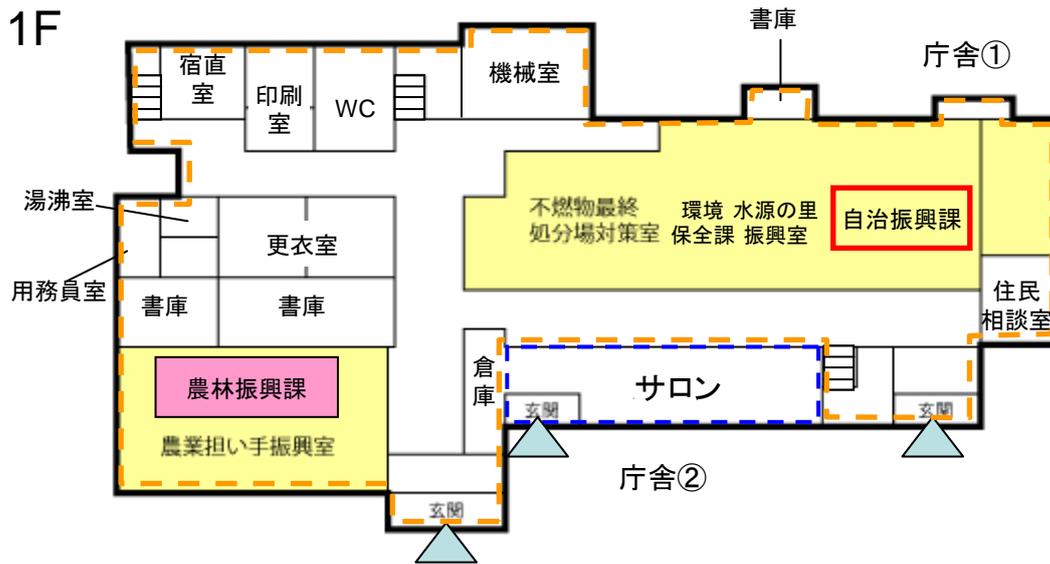
(資料)

※1：米原市市民窓口課「住民基本台帳＋外国人登録（平成23年4月1日現在）」

※2：米原市総務課「平成23年4月1日現在職員数（嘱託職員及び臨時職員を含む）」

※3：米原市「窓口業務取扱件数表（平成22年度）」

図表 4 伊吹庁舎のフロア図

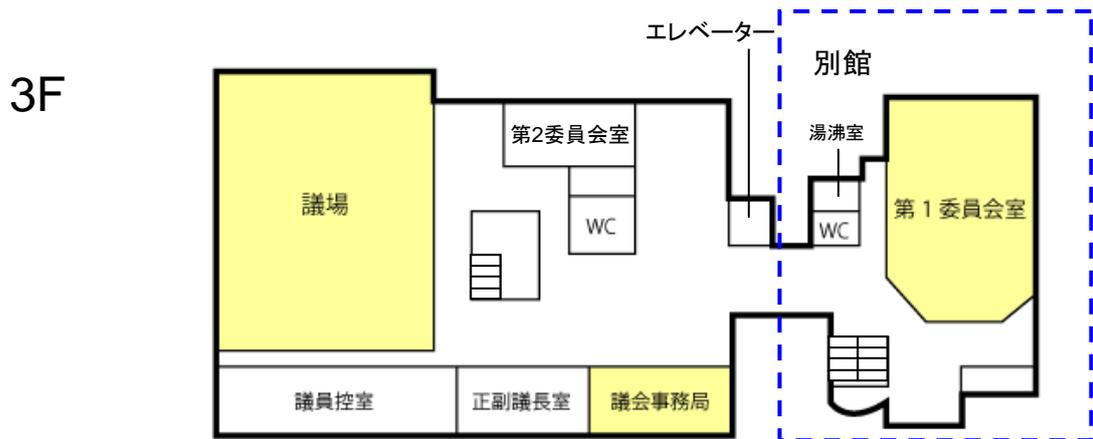
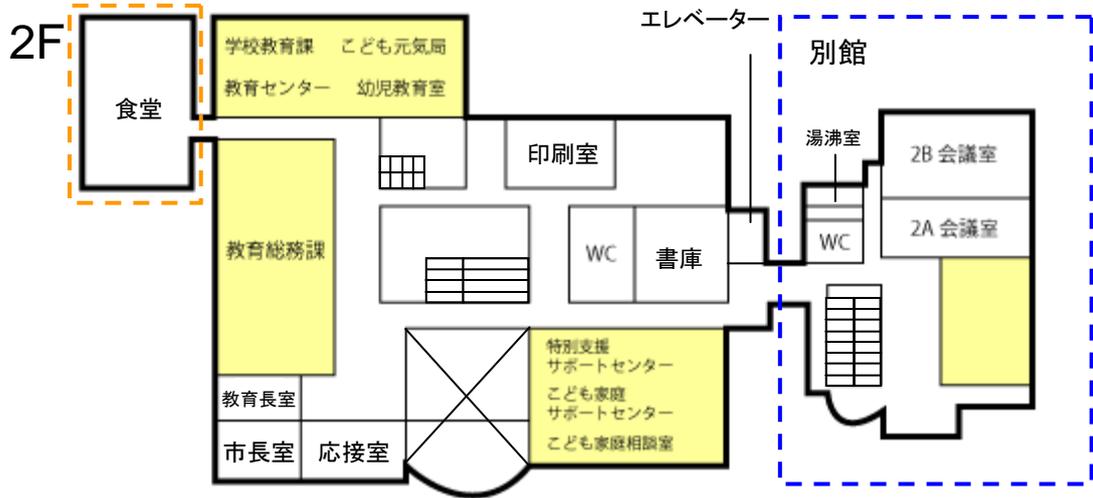
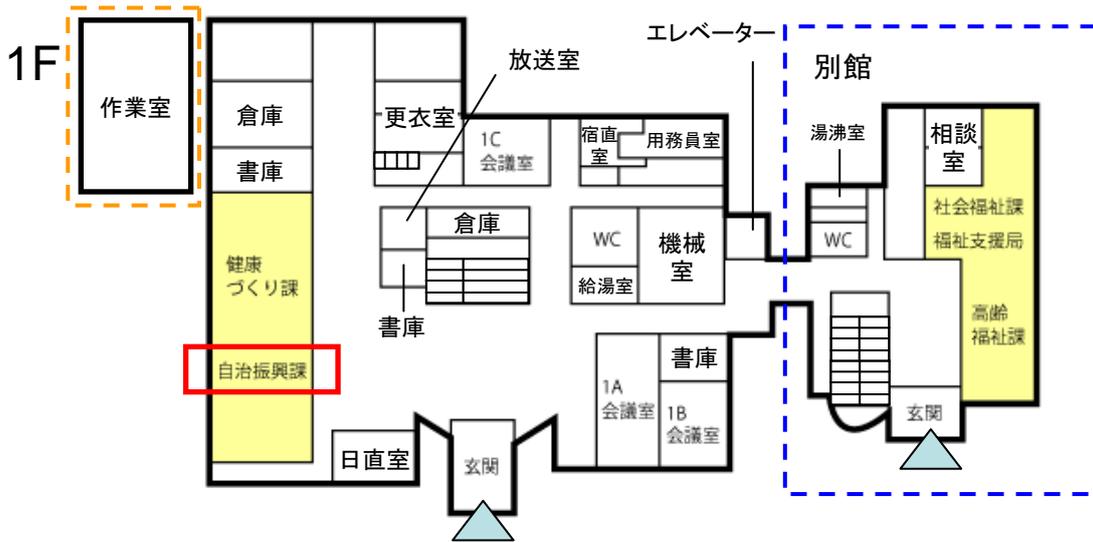


【凡例】(1週間の来庁者が100人を超える課)

自治振興課

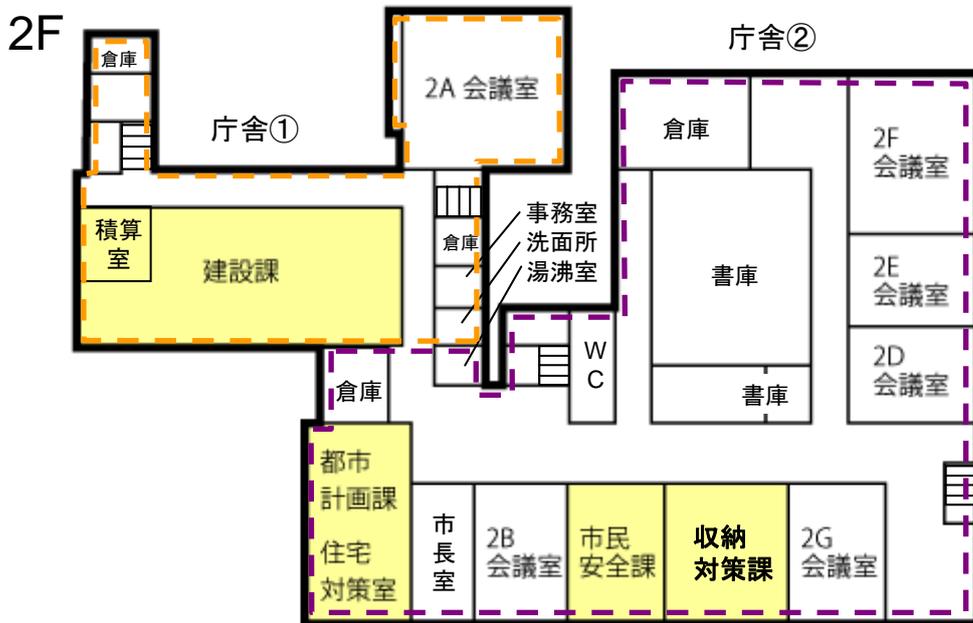
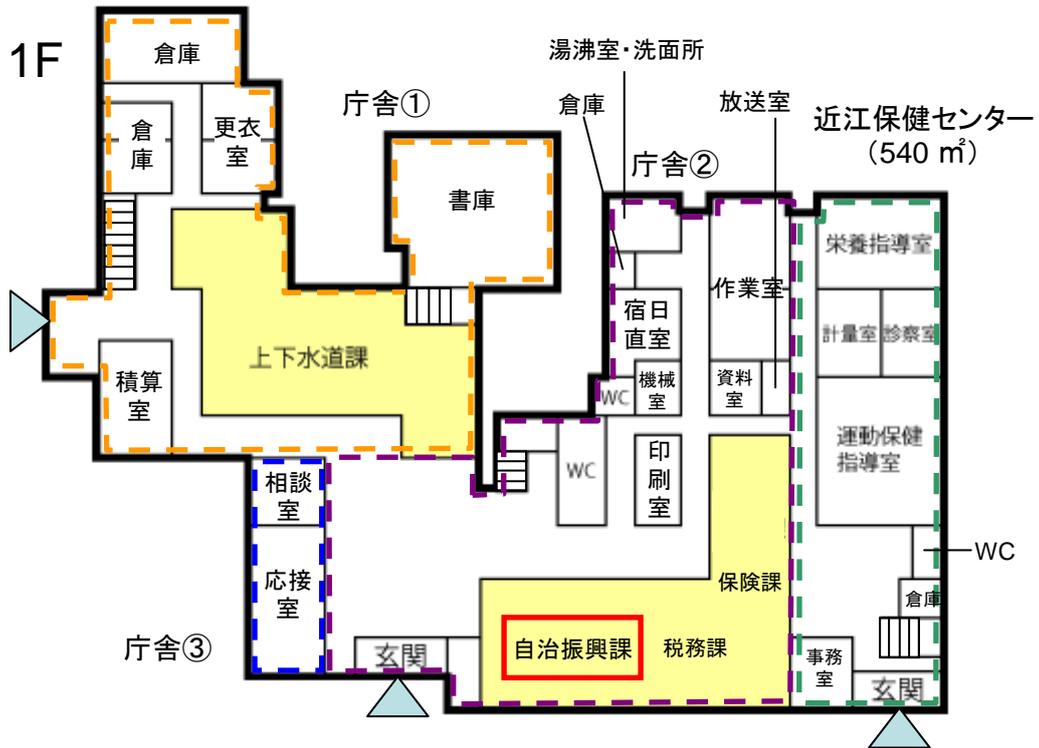
来庁者の大半が市民の課

図表 5 山東庁舎のフロア図



【凡例】(1週間の来庁者が100人を超える課)
 自治振興課

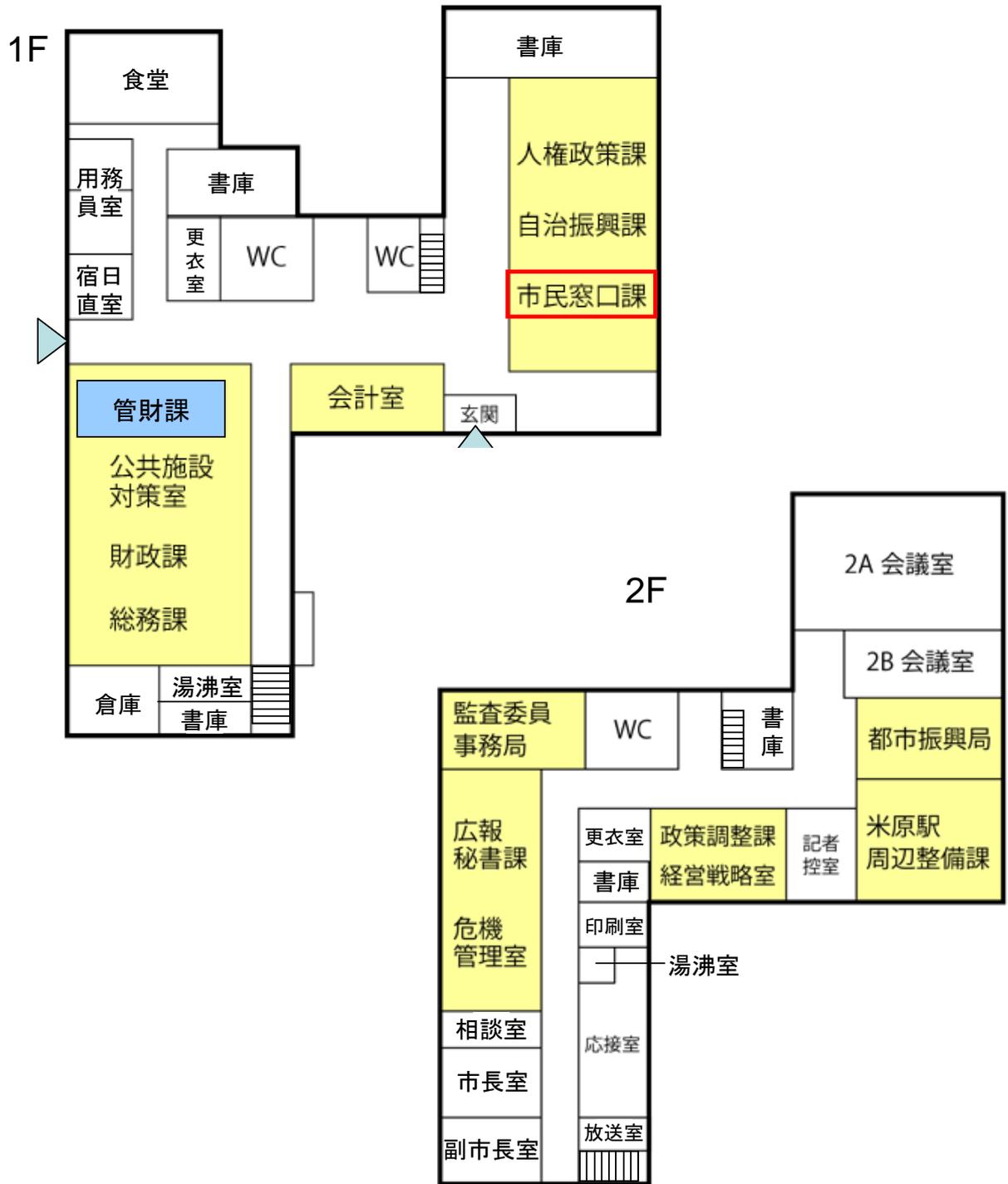
図表 6 近江庁舎のフロア図



【凡例】(1週間の来庁者が100人を超える課)

自治振興課

図表 7 米原庁舎のフロア図



【凡例】(1週間の来庁者が100人を超える課)

市民窓口課

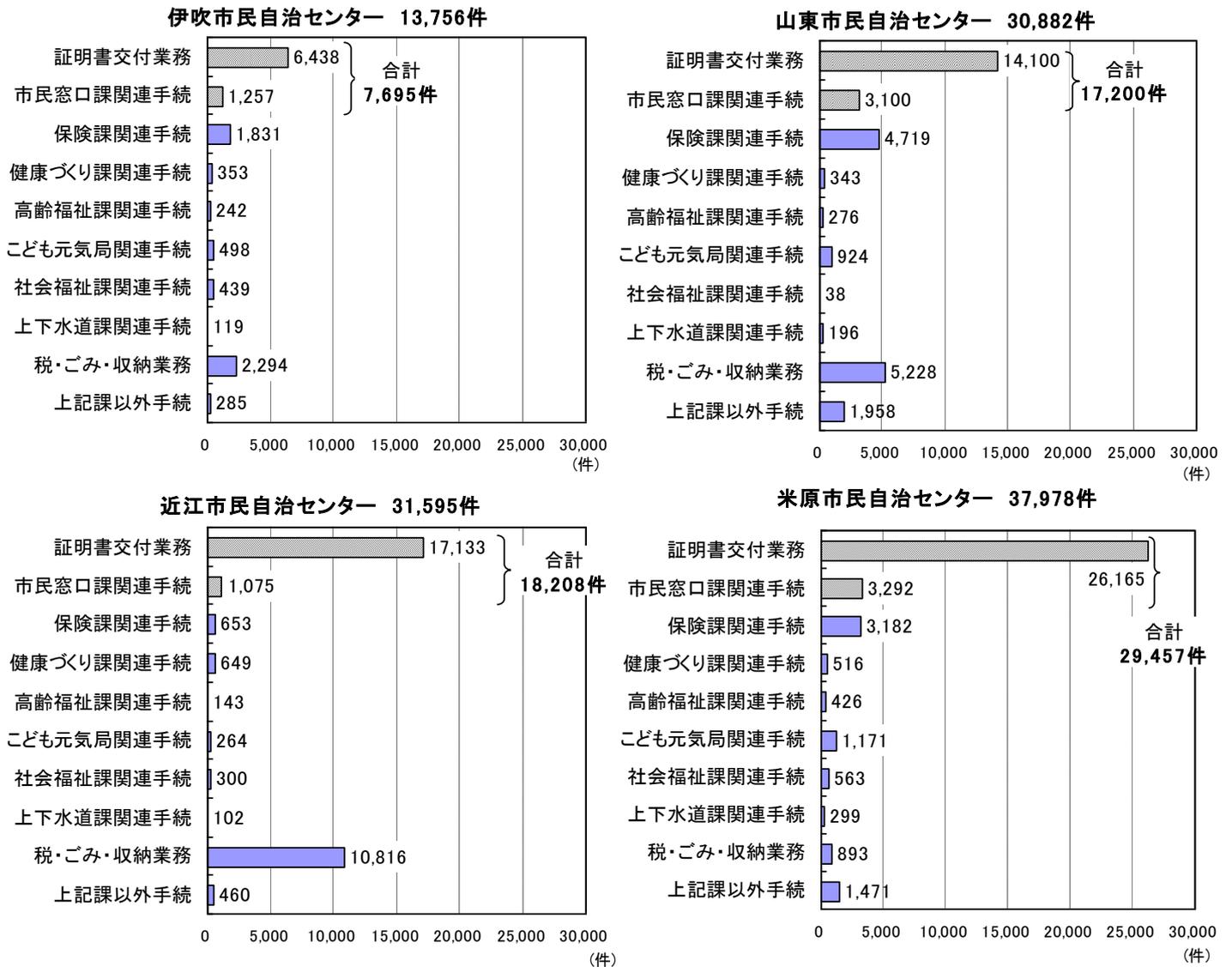
来庁者の大半が市民以外・事業者の課

2. 1. 3 各庁舎での取扱業務の実態

◎手続は、各庁舎とも証明書交付業務や市民窓口課関連手続等が最も多い。

- ・市民自治センターでの取扱業務は、各庁舎とも証明書交付業務や市民窓口課関連手続等が最も多くなっています。

図表 8 市民自治センターにおける取扱内容別年間業務取扱件数（平成 22 年度）



※証明書交付業務内容

- ・住民票 ・戸籍／除籍 ・印鑑登録・証明 ・税証明 ・仮ナンバー交付 ・その他業務 等

※税・ごみ・収納業務

- ・税収納 ・ごみ袋販売 ・料金収納 ・その他

	市民自治センターの主たる業務
	ワン・ストップ・サービスを実施するため所管担当課以外に市民自治センターでも受付を行っている業務

（資料）米原市「窓口業務取扱件数表（平成 22 年度）」

2. 1. 4 各庁舎の維持管理費・改修費

◎維持管理費は、4庁舎計で年間約8,400万円、4行政サービスセンター計で年間約1,450万円です。改修費は、大規模修繕の分を除いても、毎年何らかの改修工事により150～400万円がかかっています。

(1) 4庁舎の維持管理費

- 各庁舎の維持管理に係る経費（人件費及び改修費を除く。清掃関連、保安関連に係る人件費を含む。）について、過去3か年（平成20～22年度）の平均値を整理すると下表のとおりで、4庁舎で年間8,400万円程度の維持管理費がかかっています。
- 単位床面積当たりの維持管理費をみると、議場を有し延床面積が最も大きい山東庁舎の床面積1㎡当たり維持管理費が最小となっています。

図表9 各庁舎における維持管理費の現状（平成20～22年度平均値）

（単位：千円）

費目(大項目)	費用(小項目)	伊吹	山東	近江	米原	合計	備考
建物保守管理関連費用	修繕料	507	1,267	315	338	2,427	庁舎修繕
設備保守管理関連費用	電気工作物保守管理	161	251	227	364	1,003	
	非常用自家発電設備保守点検業務委託	0	69	0	0	69	山東庁舎のみ設置
	水道検査手数料等	76	3	0	0	79	
	空調機器保守	1,034	1,538	267	233	3,072	
	地下タンク及び埋設配管機密検査	78	78	0	0	156	空調用ボイラーの地下タンク有
	エレベータ保守	0	572	0	0	572	
	消防設備保守	49	87	57	67	260	
	防火対象物定期点検	0	18	0	0	18	
	電話設備保守	305	326	101	111	843	
	事務機器修繕料	0	0	10	0	10	
	小計	1,703	2,941	662	776	6,081	
清掃関連費用	定期清掃業務委託	385	652	338	251	1,626	
	用務員業務委託	1,573	3,290	1,571	3,366	9,800	伊吹、近江はシルバー人材センターに委託 山東、米原は正規職員の人件費
	消耗品費	177	298	246	226	947	清掃用品等
	小計	2,136	4,239	2,155	3,843	12,373	
保安関連費用	警備保障	454	530	278	164	1,426	
	宿直・日直代行業務委託	3,718	3,829	3,829	3,036	14,412	シルバー人材センター
	日直臨時職員賃金	772	778	780	1,084	3,414	宿直・日直代行業務委託とセット 米原は正規職員への手当分の経費
	小計	4,944	5,137	4,888	4,284	19,252	
環境衛生管理関連費用	環境衛生管理業務委託	0	244	172	0	416	山東：空気環境測定・水質検査・害虫防除業務委託(床面積による) 近江：トイレ衛生管理業務委託
植栽管理関連費用	剪定委託	0	292	0	0	292	山東庁舎のみ実施
	雪吊委託	0	32	0	0	32	山東庁舎のみ実施
	小計	0	324	0	0	324	
使用料及び賃借料	電話料金	1,447	2,466	1,674	1,403	6,991	
	電話機リース	0	0	55	44	99	山東・伊吹：購入品を使用
	施設使用料	21	0	0	0	21	出先機関(ジョイいぶき等)を結ぶ有線共架料
	放送受信料	65	60	35	50	211	NHK受信料
	ケーブルテレビ使用料	13	13	13	13	52	
	コピー機等使用料 ※1	1,665	1,789	1,900	1,911	7,265	
	ガス漏れ警報機リース	0	18	0	0	18	伊吹・米原：購入品を使用 近江：未設置
	AED使用料 ※2	130	130	130	130	520	
	玄関マット・モップ	104	172	8	53	337	近江：モップは未使用、玄関マットは掃除機による清掃
	小計	3,446	4,649	3,815	3,604	15,513	
光熱水費	燃料費	1,488	2,226	58	2	3,774	山東・伊吹：空調用ボイラーを使用
	電気、ガス、水道、下水道	3,190	6,449	5,483	8,513	23,634	
	小計	4,678	8,675	5,541	8,515	27,408	
その他	駐車場用地借地料	0	314	0	0	314	
	火災保険料	42	46	32	26	146	
	防火保安協会負担金	0	0	0	26	26	米原で一括して支出
	クリーニング代等	9	12	7	6	34	
	小計	51	372	39	58	520	
合計	(千円/年)	17,463	27,847	17,588	21,416	84,315	
	(円/年㎡)	8,688	6,358	8,928	10,602	8,123	
	(円/月坪)	2,393	1,751	2,459	2,921	2,238	
	延床面積(㎡)	2,010	4,380	1,970	2,020	10,380	

資料) 米原市決算関連資料より作成

注 数値は小数点第一位を四捨五入しているため、表中の数値の合計が合わない場合がある。

※1 コピー機は平成21年度中に更新したことから、平成21年度以前と年間の維持管理費用が大きく異なるため平成22年度の実績を適用した。

※2 AEDを平成21年度中に新規導入したことから、平成21年度以前と年間の維持管理費用が大きく異なるため平成22年度の実績を適用した。

(2) 行政サービスセンターの維持管理費

- 各行政サービスセンターの維持管理に係る経費は人件費を含めて、過去3か年（平成20～22年度）の平均値を整理すると下表のとおりであり、年間約1,450万円程度かかっています。

図表 10 各行政サービスセンターにおける維持管理費の現状（平成20～22年度平均値）

(単位:千円)

費目 (大項目)	費目 (小項目)	柏原※1 行政SC	吉槻 行政SC	醒井※2 行政SC	息郷※3 行政SC	合計	備考
需用費	消耗品費	3	4	742	3,660	4,409	行政SC用消耗品、庁舎用物品 醒井行政SC:消耗品、光熱水費(電気、水道、下水道) 息郷行政SC:光熱水費(電気、水道)
役員費	通信運搬費	0	48	173	12	233	吉槻行政SC:電話料金 醒井行政SC:電話料金、火災保険料等 息郷行政SC:火災保険料
委託料	施設維持管理	0	183	129	728	1,040	吉槻行政SC:警備保障 醒井行政SC:警備保障 息郷行政SC:清掃、空調、電気管理、警備保障、消防設備点検
使用料 及び賃借料	事務機器使用料	0	71	0	56	127	吉槻行政SC:コピー機等使用料 息郷行政SC:コピー機等使用料
負担金補助 及び交付金	柏原行政SC 施設管理負担金	192	0	0	0	192	負担金に警備保障、電気、ガス、水道、下水道を含む
	吉槻行政SC 施設管理負担金	0	101	0	0	101	負担金に電気、ガス、水道、下水道を含む
計		194	407	1,045	4,456	6,102	
人件費	人件費	-	-	-	-	8,382	嘱託職員5人分(週4日/人の交代勤務)
計						14,484	

注: 数値は小数点第一位を四捨五入しているため、表中の数値の合計が合わない場合がある。

※1: 電話料金、コピー機等使用料は、山東自治振興課の経費に含む。

※2: 醒井行政SCは醒井コミュニティセンター内の一部のみを使用しているが、数字は入居施設全体の維持管理費を示す。
コピー機等使用料は、米原自治振興課の経費に含む。

※3: 米原保健センター内の一部のみを使用しているが、数字は入居施設全体の維持管理費を示す。
電話料金は、米原自治振興課の経費に含む。

【参考】行政サービスセンターの運営状況

- 行政サービスセンターは、4か所とも職員は一人が勤務しています。
- 年間業務取扱件数は、最も多い醒井行政サービスセンターで6,159件/年、最も少ない吉槻行政サービスセンターで460件/年となっています。

図表 11 行政サービスセンター別職員数等比較

	吉槻行政SC (伊吹地区)	柏原行政SC (山東地区)	醒井行政SC (米原地区)	息郷行政SC (米原地区)	行政SC 合計
行政SC別職員数(人)	1	1	1	1	4
床面積(m ²)	24	19	106	15	164
行政SCにおける年間業務取扱件数(件/年)※1	460	2,922	6,159	3,609	13,150

(資料)

※1: 米原市「窓口業務取扱件数表(平成22年度)」

(3) 近年の各庁舎の改修費

- 過去6年間の各庁舎の改修費の推移をみると、合併に伴う議場関係の改修費（平成17～18年度）を除いても、毎年何らかの建築、電気設備、機械設備に関する改修工事が発生しています。
- 平成22年度に実施した山東庁舎別館の大規模な空調機改修（約1,500万円）を除くと、毎年150～400万円の改修費がかかっています。

図表 12 各庁舎における近年の改修費の推移

(単位:千円)

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	庁舎別合計	備考
山東	10月	庁舎議場改造	15,794							40,495	
	9月	庁舎議会事務局改修		4,253							
	11月	高圧受電設備修繕			1,523						
	11月	庁舎本館・別館汚水管修繕			1,006						
	2月	オストメイト対応トイレ設置					355				
	10月	庁舎修繕(窓枠・外壁)						1,764			
	11月	庁舎別館空調機改修						15,170			
	9月	庁舎別館事務室空調機改修							630		見込(予算)額を記載
伊吹	8月	伊吹庁舎放送機器改修	1,397							4,857	
	7月	伊吹庁舎キュービクル修繕および空調機取替		890							
	10月	ボイラー冷却塔取替				2,310					
	10月	オストメイト対応トイレ設置						260			
米原	10月	庁舎パーテーション等設置					1,103			1,763	
	10月	オストメイト対応トイレ設置						260			
	9月	庁舎外壁タイル補修							400		見込(予算)額を記載
近江	8月	屋上防水修繕				531				2,981	
	10月	オストメイト対応トイレ設置						446			
	10月	多目的トイレ改修						1,642			
	7月	階段手摺設置							362		
年度別合計			17,191	5,143	2,529	2,841	1,458	19,542	1,392	50,096	

(注) 各年度の改修費には設計監理費を含む。

(資料) 米原市決算関連資料より作成

2. 1. 5 庁舎の耐震性能・バリアフリー化の現状

◎各庁舎の耐震性能やバリアフリー化の状況は不十分であり、今後各庁舎を継続利用するためには耐震補強やバリアフリー化対策工事等が必要と考えられます。

(1) 庁舎の耐震性能

- 山東庁舎については、主要な施設が新耐震基準による建物であり一定の耐震性能は確保されています。
- 残りの庁舎については、伊吹庁舎は主要な施設が旧耐震基準の建物で耐震診断が未実施であること、近江庁舎は主要な施設の耐震補強工事が不十分なこと、米原庁舎は主要な施設の耐震補強が必要であることが分かっており、今後各庁舎を継続して利用するためには耐震補強が必要と考えられます。

図表 13 各庁舎の耐震性能

庁舎	耐震性能	
伊吹庁舎	△	<p>【庁舎①】（※1）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準適用以前の建物だが、耐震診断は未実施。 耐震性能は不明。しかし、既に耐震診断が実施されている米原・近江庁舎の診断結果（当庁舎よりも新しいが耐震安全性が低いと診断されている）を踏まえると、庁舎①の耐震性は低いと考えられる。 <p>【庁舎②】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準適用の建物で一定の耐震性は確保されている。
山東庁舎	○	<p>【庁舎及び別館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年の新耐震基準適用後に建築されているため、一定の耐震性は確保。 <p>【食堂・作業室】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準の建物である食堂・作業室は、伊吹庁舎の庁舎①と同様に耐震性は低いと考えられる。
近江庁舎	△	<p>【庁舎①】（※2）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12～13年度に耐震補強工事が実施されているものの、補強工事内容をみると補強が不十分な可能性がある。 <p>【庁舎②・③】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新耐震基準適用後の建物であるため、一定の耐震性は確保。
米原庁舎	△	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年度に実施された耐震診断では、耐震安全性が低く（特に1階部分）、強度形補強が好ましいとされている。

○：主要棟において一定の耐震性は確保 △：継続して利用するためには耐震補強が必要
（注）

※1：2棟ある庁舎をそれぞれ庁舎①（昭和32年12月築）、②（平成13年4月築）

※2：3棟ある庁舎をそれぞれ庁舎①（昭和38年3月築）、②（昭和57年3月築）、③（平成14年3月築）

(2) バリアフリー化の現状

- すべての庁舎で、段差のある場所におけるスロープ、多機能トイレが設置されていますが、視聴覚障がい者誘導用ブロックや手すり等、すべての庁舎で何らかの対応が必要です。
- エレベーターに関しては、唯一山東庁舎にのみ設置されていますが、山東庁舎のエレベーターも残り4年程度で部品供給が困難になることが分かっており、対応が必要です。

図表 14 各庁舎におけるバリアフリー化の現状

	伊吹庁舎	山東庁舎	近江庁舎	米原庁舎
段差のある場所におけるスロープ	○	○	○	○
多機能トイレ	○	○	○	○
車いす利用者専用駐車スペース	○	○	○	○
視聴覚障がい者誘導用ブロック (建物外)	○	○	○	×
視聴覚障がい者誘導用ブロック (建物内)	×	×	×	○
エレベーター	×	○※1	×	×
建物内における手すり	×	○※2	○	○※3

○：設置済・対応済、×：未設置・未対応

(注)

※1：ただし、保守業者からあと4年で部品供給が困難になることを確認している

※2：階段のみ

※3：階段とトイレのみ

2. 1. 6 公用車及び庁舎間移動に係る経費

◎職員の市民サービス目的以外の庁舎間移動に係る経費（公用車メンテナンス費と移動時間の人件費相当額）は、概算で年間約 3,000 万円要しています。

(1) 公用車に係る経費

①公用車の購入費

- 今回の調査対象とする公用車88台（庁舎間移動に使用される公用車）の購入費の合計は1億8,973万円です。
- 稼働率は全公用車で71.5%となっています。

図表 15 公用車の購入費、稼働率

	購入費	台数	稼働率
乗用	68,390,000円	39台	71.3%
乗合	29,500,000円	3台	68.5%
貨物	49,460,000円	36台	78.6%
特種	42,380,000円	10台	54.0%
合計	189,730,000円	88台	71.5%

※公用車の購入費については、平成23年10月現在に保有している公用車で算出
 ※公用車の台数は、自動車損害共済に加入している車両のみを記載
 ※稼働率は、平成23年10月現在の実績から算出

②公用車のメンテナンス費用

- 各課の過去3年間（平成20～22年度）のメンテナンス費用の実績を集計しますと、年平均1,703万円でした。

図表 16 公用車のメンテナンス費用（平成 20～22 年度）

（単位：円）

区分	年度	合計	平均値	構成比
【11節 需用費】				
消耗品費	H22	64,850	132,115	0.8%
	H21	168,416		
	H20	163,078		
燃料費	H22	2,075,831	1,891,699	11.1%
	H21	1,539,558		
	H20	2,059,708		
修繕料	H22	8,059,973	7,455,570	43.8%
	H21	7,259,985		
	H20	7,046,753		
【12節 役務費】				
手数料	H22	1,212,435	1,191,552	7.0%
	H21	1,236,535		
	H20	1,125,686		
自動車保険 <small>（自賠責、任意）</small>	H22	2,706,149	2,501,146	14.7%
	H21	2,296,480		
	H20	2,500,809		
【14節 使用料及び賃借料】				
車両借上料	H22	2,305,980	2,881,613	16.9%
	H21	2,974,314		
	H20	3,364,546		
【27節 公課費】				
自動車重量税	H22	943,276	972,707	5.7%
	H21	914,429		
	H20	1,060,418		
合計	H22	17,368,494	17,026,403	100.0%
	H21	16,389,717		
	H20	17,320,998		

※公用車のメンテナンス費用については、平成20～22年度に保有していた公用車をもとに算出

(2) 職員の庁舎間移動に係る経費

- 平成23年10月に市職員に対する庁舎間移動実態調査の結果から、庁舎間移動時間の職員の人件費相当額を試算しました。その結果、市民サービス目的移動に31万円／月、庁内会議や打合せ等を目的とする移動（以下、会議等目的移動）に238万円／月を要していることが分かりました。
- 庁舎間移動に使用した公用車の走行経費（燃料費、油脂（オイル）費、タイヤ・チューブ費、車両整備（維持・修繕）費等）は、市民サービス目的移動が2万円／月、会議等目的移動が15万円／月となりました。
- 分庁舎方式に起因する主な活動として、会議等目的移動（職員同士の会議等）がありますが、それに要した公用車走行経費と移動時の人件費相当額を合計しますと、平成23年10月の1か月間で、会議等目的移動に253万円、年間換算で3,038万円を費やしていると試算されました。なお、年間換算は10月の実績を単純に12倍した値です。

図表 17 庁舎間移動の経費

(平成23年10月実績)

	市民サービス 目的移動	会議等目的移動
人件費相当額	311,228円/月	2,378,091円/月
走行経費	22,677円/月	153,644円/月
合計	333,905円/月	2,531,735円/月

(年間換算)

	市民サービス 目的移動	会議等目的移動
人件費相当額	3,734,732円/年	28,537,092円/年
走行経費	272,124円/年	1,843,731円/年
合計	4,006,856円/年	30,380,823円/年

※10月の実績を単純に12倍した値

2. 1. 7 市の財政状況について

◎米原市の今後の財政見通しは極めて厳しい状況です。

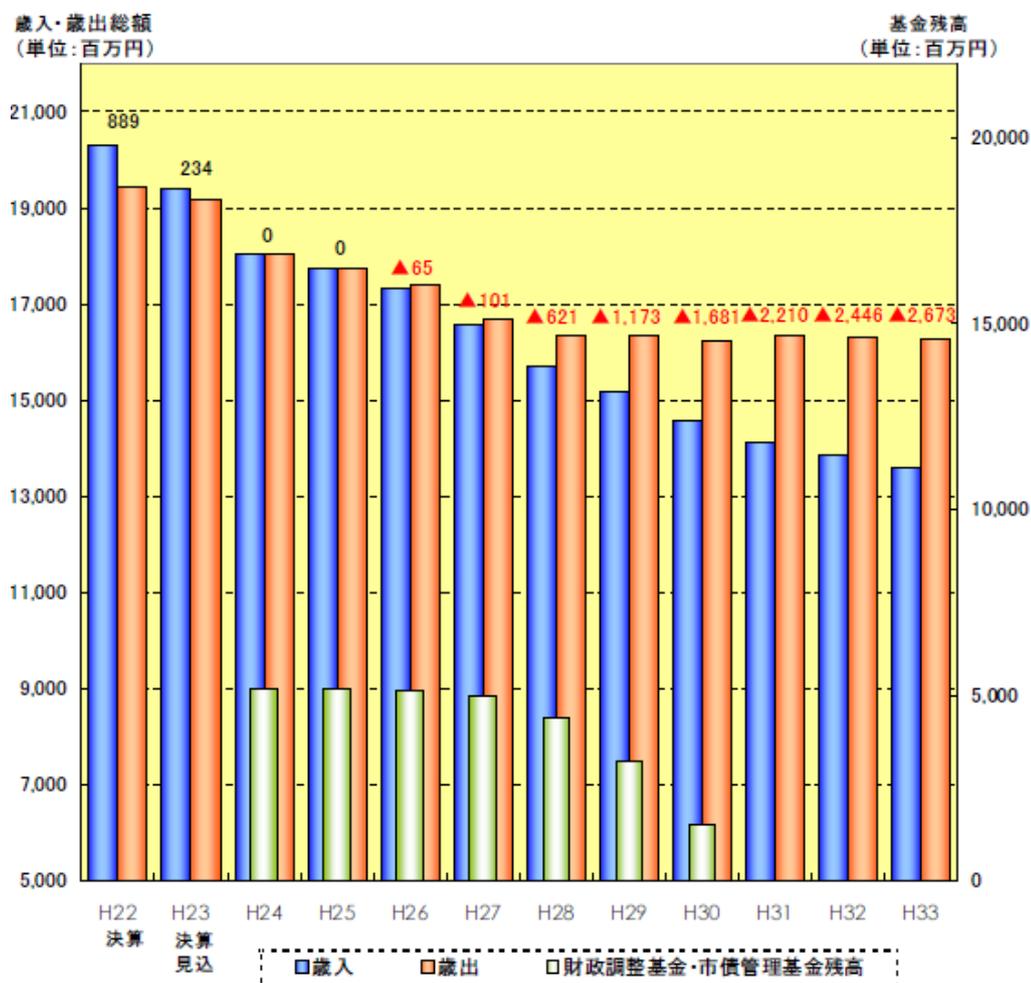
- 「財政収支の見通し（平成23年10月：米原市）」において、今後の財政収支の見通しは次のように書かれており、極めて厳しい状況です。

○平成25年度までは収支均衡が見込めるものの、その後は歳入総額の減少に歳出総額の削減が追いつかないことから、平成26年度以降は収支不足となることを見込まれます。

○収支不足を補うため、財政調整基金や市債管理基金を取り崩して対応するとしても、平成31年度には当該基金は底を突く見込みです。

○こうした厳しい状況を乗り越えるためには、行財政改革実施計画に基づく各取組を早期着実に遂行し、収支不足の解消と普通交付税減額後の歳入に見合う適正規模の財政運営を早期に確立する必要があります。

図表 18 財政収支の見通し



(資料) 財政収支の見通し（平成23年10月：米原市）

【参考：合併特例債について】

米原市のように合併市町村が、まちづくり推進のため市町村建設計画に基づいて行う事業や基金の積立に要する経費については、その財源として借入ることができる特別な地方債として、合併特例債があります。合併特例債には期限が設けられており、合併年度及びこれに続く10か年度に限られており、返済時に元利償還金の70%を国が地方交付税で措置することとなっています。

なお、庁舎の建て替えなどの際に合併特例債で借入を行おうとする場合、米原市における合併特例債の発行可能期間は平成27年度までのため、それまでに建設を完了する必要があります。また、合併特例債における発行可能額は193億2,450万円（建設事業分に限る。）に対し、平成23年4月現在で134億1,810万円（新市まちづくり計画での財政計画計上額）を見込んでいますが、2ページの「米原市・近江町新市まちづくり計画」の抜粋に示されているとおり、庁舎は4庁舎を活用した分庁舎方式と定めているため、庁舎の建て替えに要する経費は、この中に見込まれていません。

2. 2 庁舎等に対する市民の意識とニーズ

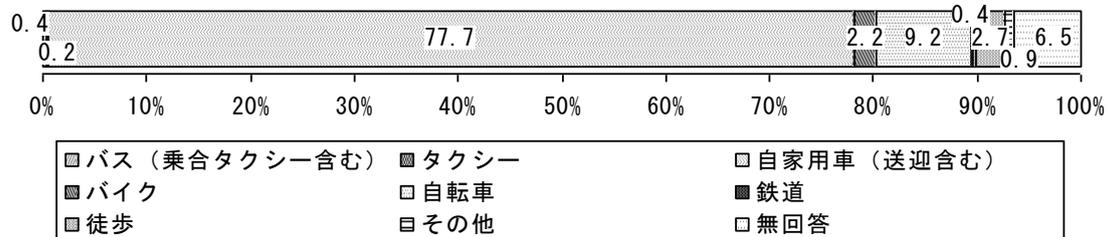
2. 2. 1 利用実態

- ◎庁舎及び行政サービスセンターを利用する際の主な交通手段は自家用車です。
- ◎来庁者の来庁先は、窓口業務を所管する部署が最も多い。
- ◎来庁者の居住地は、各庁舎の旧町居住者の利用が多い。

(1) 利用交通手段（市役所サービスに関する市民意識調査問7-2）

- ・庁舎及び行政サービスセンターを利用する際の交通手段は、自家用車が非常に多い。

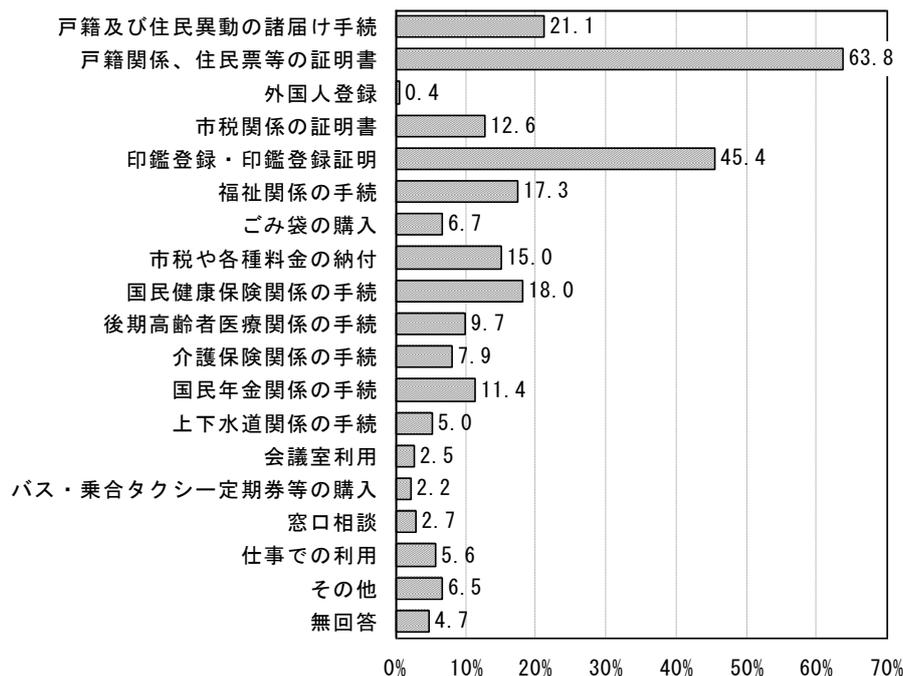
図表 19 庁舎、行政サービスを利用する際の主な交通手段（N=555）



(2) 利用目的（市役所サービスに関する市民意識調査問7-3）

- ・庁舎への来庁目的は、「戸籍関係、住民票等の証明書」、「印鑑登録・印鑑登録証明」等、市民自治センターでの対応業務がほとんどになっています。

図表 20 来庁時の訪問目的（N=555、複数回答）

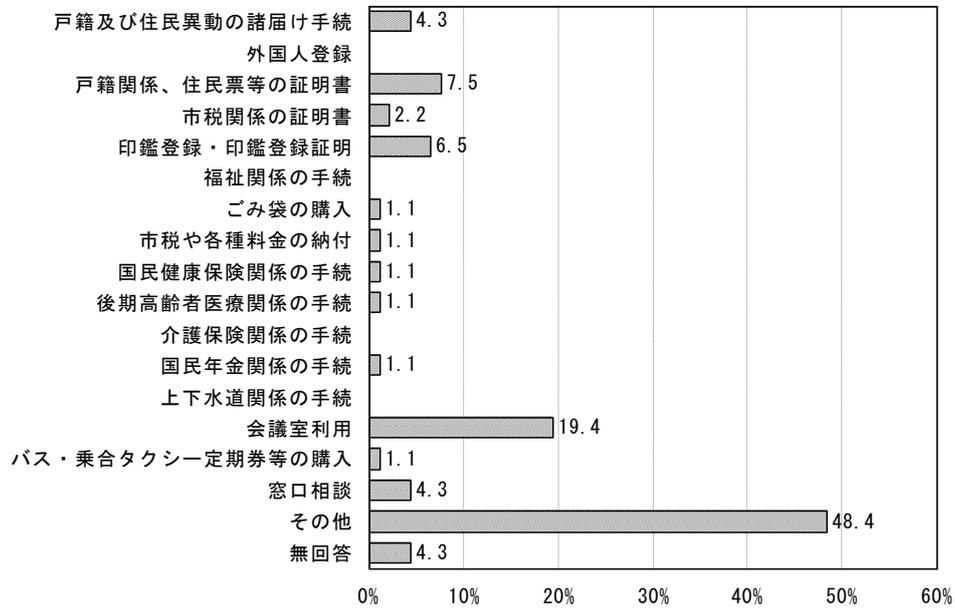


(3) 庁舎別利用目的（各庁舎等における来庁者アンケート）

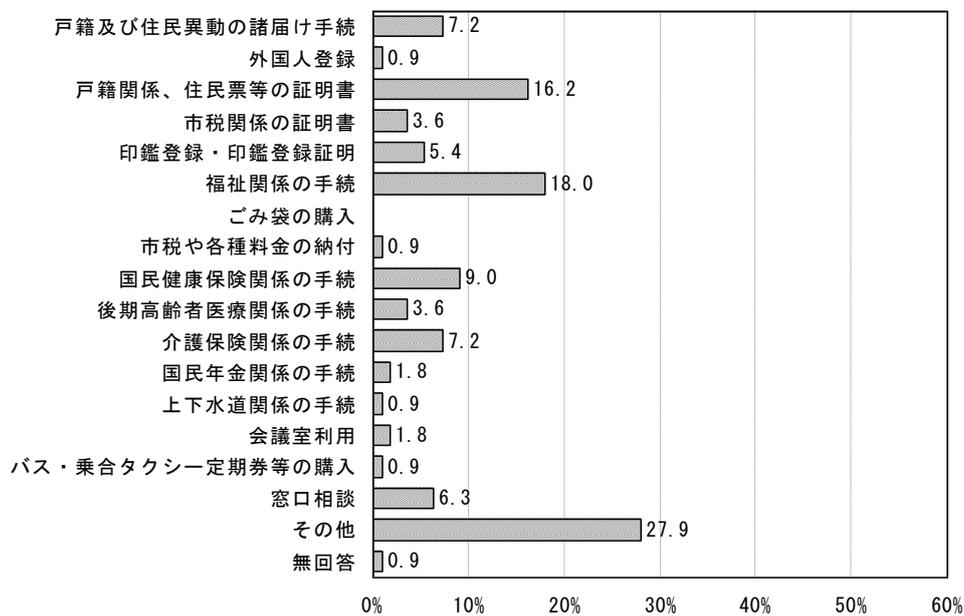
- 各庁舎とも、来庁先は、「自治振興課」や「市民窓口課」が最も多くなっています。

図表 21 来庁時の用務先（1）（複数回答）

伊吹庁舎（N=93）

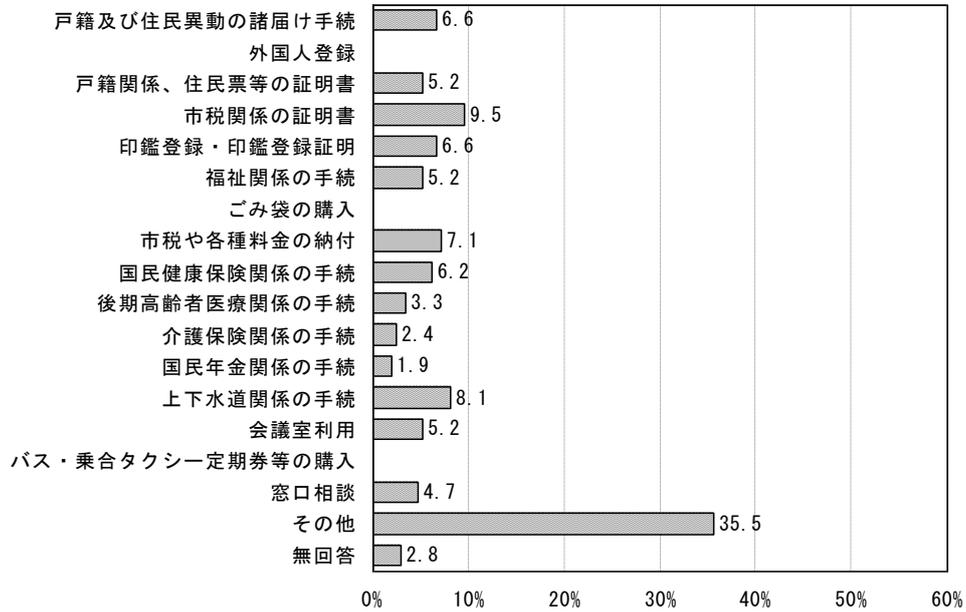


山東庁舎（N=111）

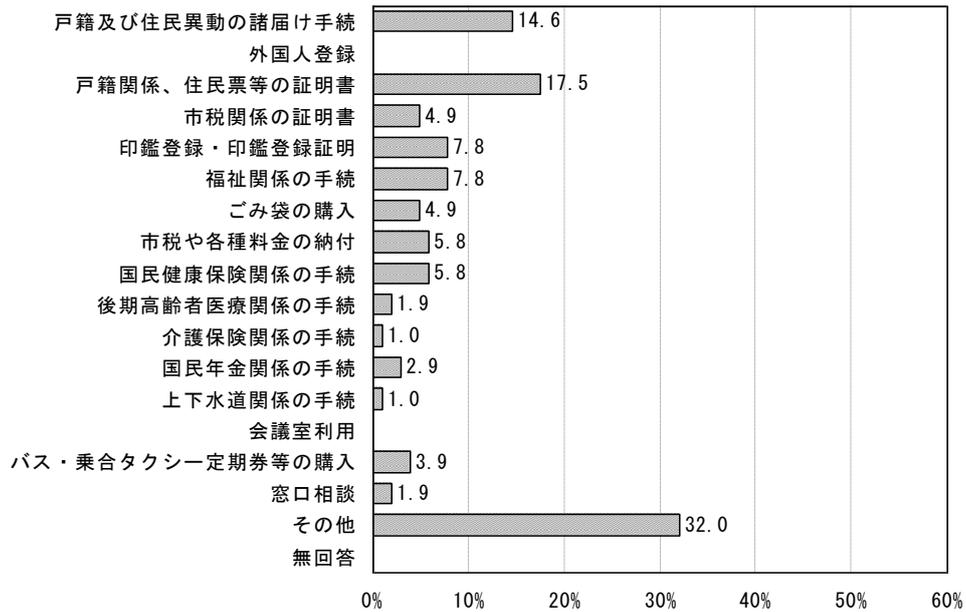


図表 22 来庁時の用務先（2）（複数回答）

近江庁舎（N=211）



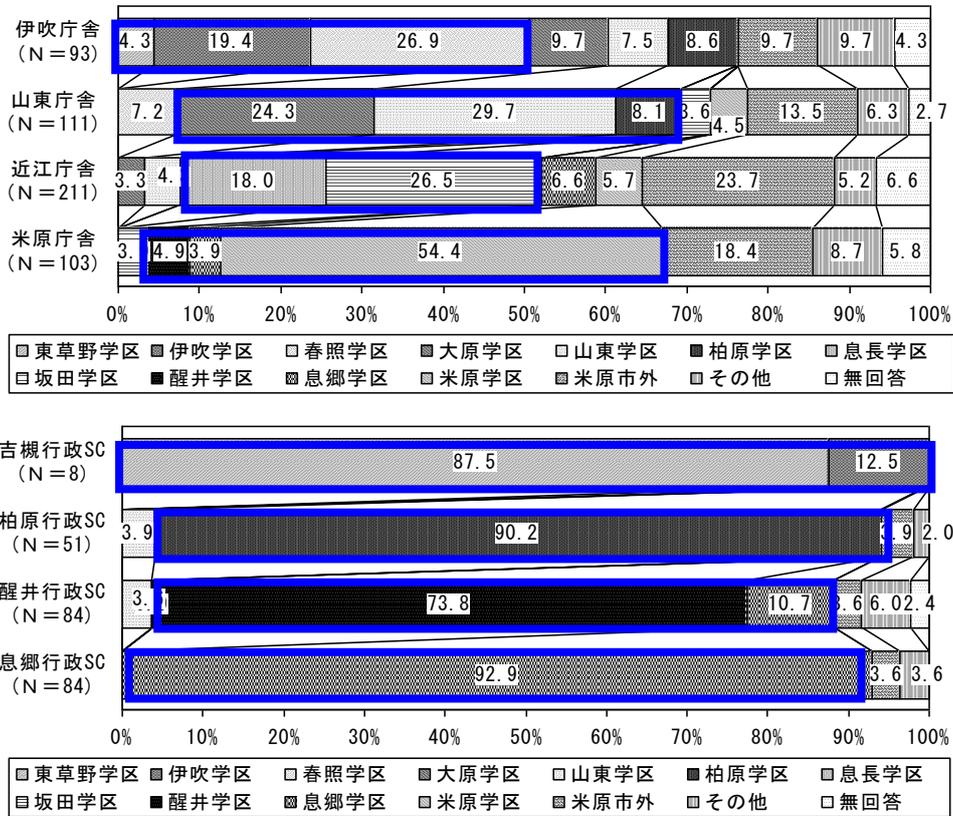
米原庁舎（N=103）



(4) 来庁者の居住地（各庁舎等における来庁者アンケート）

- 来庁者の居住地は、各庁舎の旧町居住者の利用が多くなっています。

図表 23 庁舎利用者の居住地（小学校区）

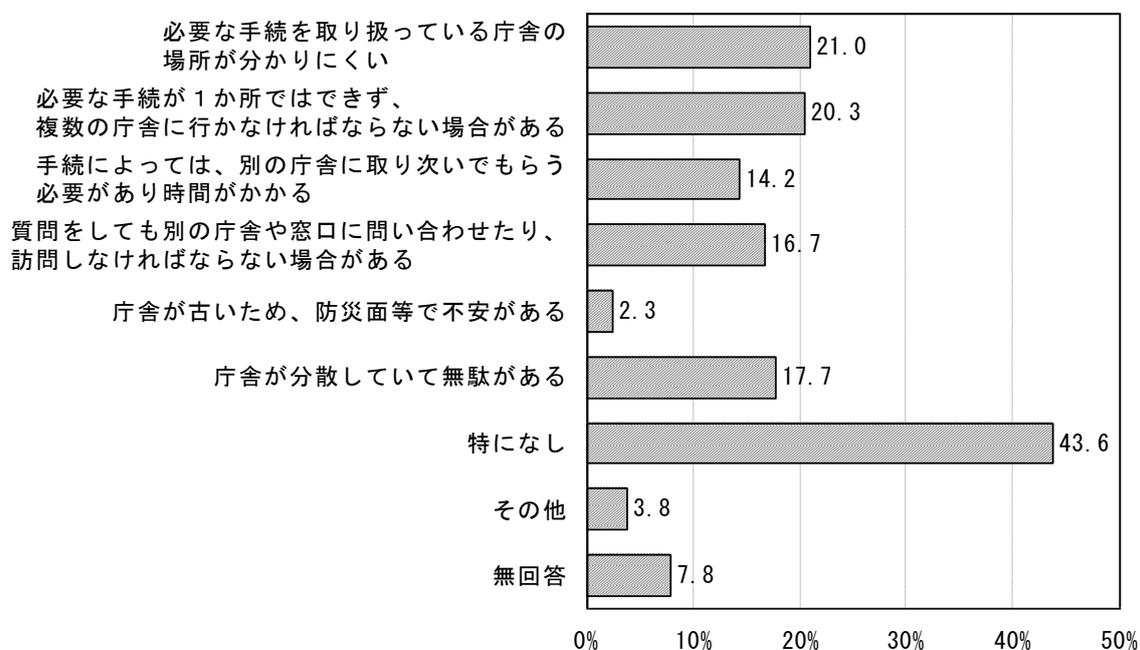


2. 2. 2 市民意識調査から見る現在の庁舎等に対する評価

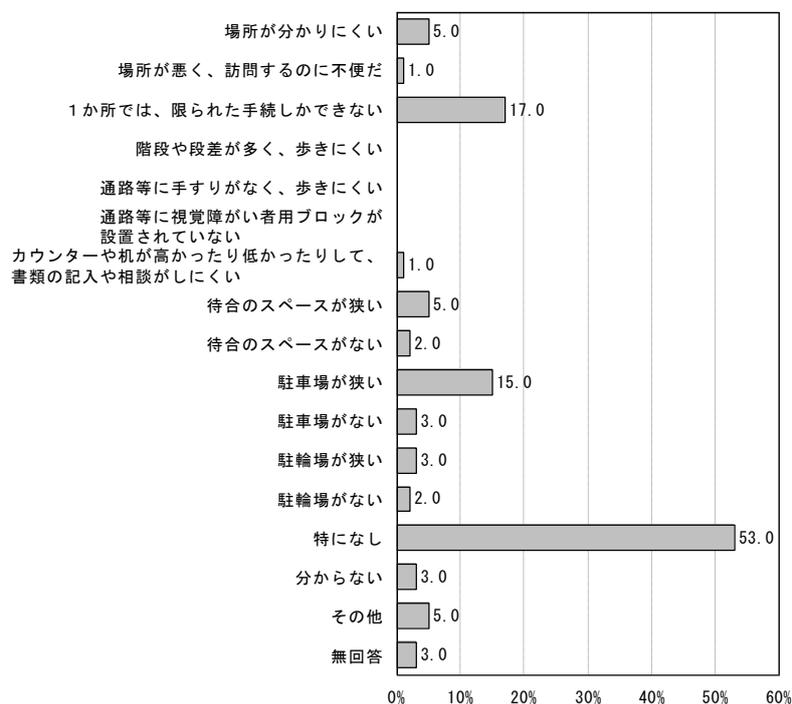
- ◎現在の市役所及び行政サービスセンターに対する評価は高い。
- ◎行政サービスセンターに対する認知度は低く、また利用したことがない市民も6割以上にのぼります。

- ・市役所全体に対して、4割強の市民は不満を感じていません。
- ・比較的多い不満点は、「必要な手続きを取り扱っている庁舎の場所が分かりにくい」、「必要な手続きが1か所ではできず、複数の庁舎に行かなければならない場合がある」、「庁舎が分散していて無駄がある」であり、いずれも2割前後です。
- ・行政サービスセンターについては、半数以上の市民が不満を感じていません。

図表 24 米原市役所全体について不満を感じること（N=605、複数回答）

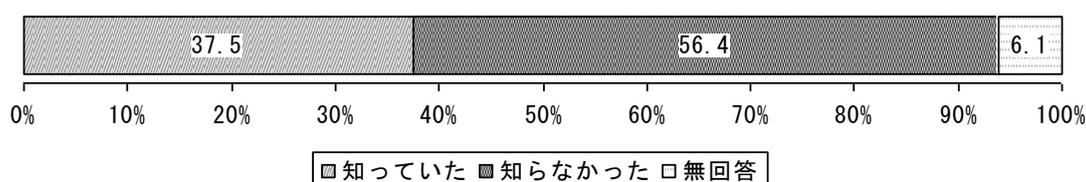


図表 25 行政サービスセンターについて不便な点・改善点（N=100、複数回答）

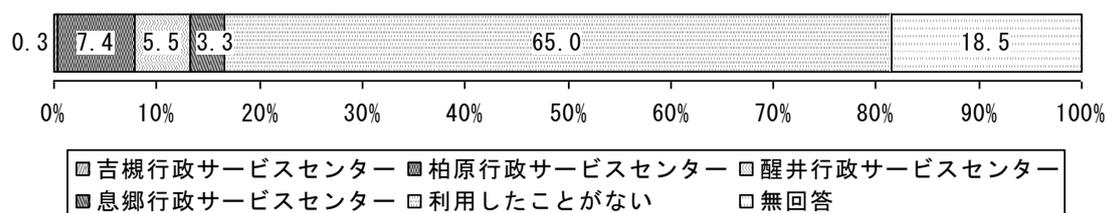


- 今回の市民意識調査実施前において、行政サービスセンターを「知らなかった」市民が半数以上です。ただし、行政サービスセンターを利用したことがない市民は、6割以上にのぼります。

図表 26 行政サービスセンターの認知度（N=605）



図表 27 最もよく利用する行政サービスセンター（N=605）



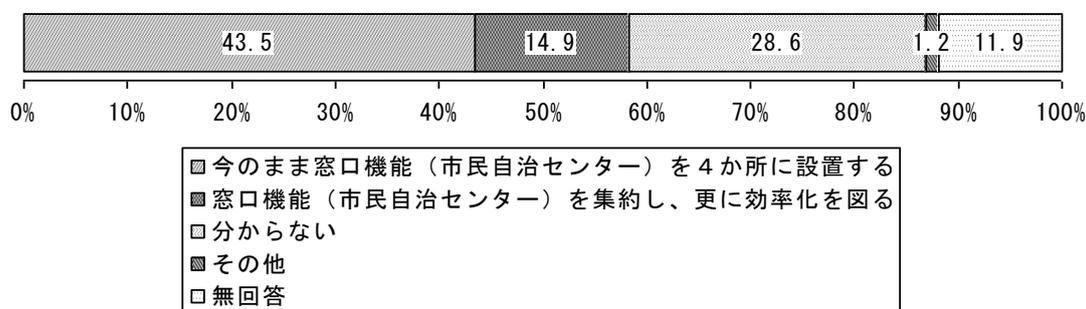
2.2.3 市民意識調査から見る今後の方向性

◎ 4庁舎における窓口機能（市民自治センター）を今後も4か所に設置することを望む声は4割以上です。

◎ 行政サービスセンターについても、その利用者の半数以上は4か所に設置することを望んでいます。

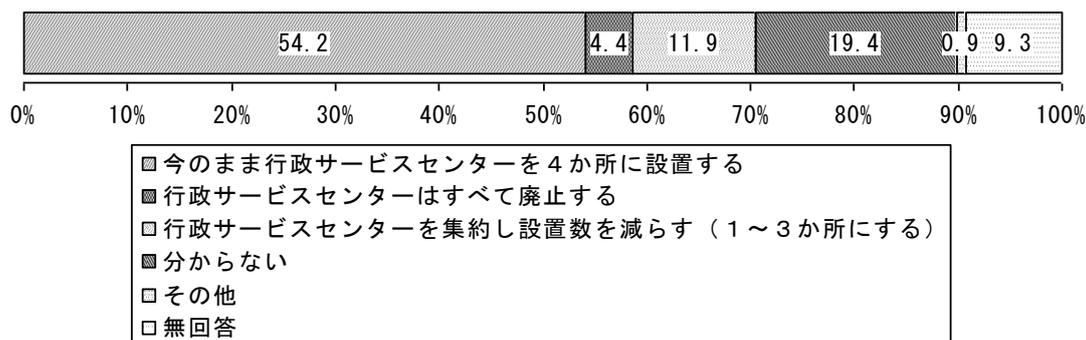
- 今後、4庁舎の窓口機能は、現体制のまま4か所に設置することを望む市民は4割以上です。

図表 28 今後の4庁舎の窓口機能（市民自治センター）の在り方（N=605）



- 今後、行政サービスセンターを4か所設置のままを望む利用者は半数以上です。

図表 29 今後の行政サービスセンターの在り方（N=227）：利用者みの設問



2. 3 現状と課題のまとめ

これまでの現状と課題をまとめますと、次のとおりとなります。

- ◎各庁舎と行政サービスセンターは、下図のとおり分散して配置されており、人口の多いエリアが各庁舎・行政サービスセンターの徒歩圏内に概ね含まれています。
- ◎市民サービス機能を提供する市民自治センターは4庁舎にある一方で、職員が執務する各部は4庁舎に分散して配置されています。
- ◎手続は、各庁舎とも証明書交付業務や市民窓口課関連手続等が最も多い。
- ◎維持管理費は、4庁舎計で年間約8,400万円、4行政サービスセンター計で年間約1,450万円です。
- ◎各庁舎の耐震性能やバリアフリー化の状況は不十分であり、今後各庁舎を継続して利用するためには、耐震補強やバリアフリー化対策工事等が必要と考えられます。
- ◎職員の市民サービス目的以外の庁舎間移動に係る経費（公用車メンテナンス費と移動時間の人件費相当額）は、概算で年間約3,000万円要しています。
- ◎米原市の今後の財政見通しは極めて厳しい状況です。
- ◎庁舎及び行政サービスセンターを利用する際の主な交通手段は自家用車です。
- ◎来庁者の来庁先は、窓口業務を所管する部署が最も多い。
- ◎来庁者の居住地は、各庁舎の旧町居住者の利用が多い。
- ◎現在の市役所及び行政サービスセンターに対する評価は高い。
- ◎行政サービスセンターに対する認知度は低く、また利用したことがない市民も6割以上にのぼります。
- ◎4庁舎における窓口機能（市民自治センター）を今後も4か所に設置することを望む声は4割以上です。
- ◎行政サービスセンターについても、その利用者の半数以上は4か所に設置することを望んでいます。

3 今後の市庁舎等の在り方について

3. 1 市庁舎等の今後の方向性

◎「①現状の4庁舎方式を維持」、「②「執務機能」のみを集約し、市民サービス機能は現状のまま」、「③「市民サービス機能」、「執務機能」とも集約」の3つ検討パターンを設定します。

(1) 市役所機能の整理と検討パターンの整理

- 今後の庁舎の在り方として、分庁舎方式と統合庁舎方式を比較検討するに当たって、市役所機能を「市民サービス機能（市民自治センター、行政サービスセンター等における窓口機能、住民登録、戸籍などで、多くの来庁者の来庁目的の機能）」と「執務機能（職員が庁舎内で執務をするための機能と議会関連機能）」2つに分けて検討します。これら2つの機能を統合する場合と、統合しない（現状のまま）のメリットとデメリット・問題点としましては、次のものが考えられます。

図表 30 各機能の統合・非統合のメリットとデメリット

【市民サービス機能】

	メリット	デメリット・問題点
統合しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所で窓口提供できる ・市民が利用することに慣れた場所でサービス提供できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営コストがかかる
統合する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・運営コストが節減できる ・必要な手続が1か所でできる 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口が減り不便になる

【職員の執務機能】

	メリット	デメリット・問題点
統合しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・旧町ごとに庁舎があることが市民に安心感を与える 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の移動コストがかかる ・本来業務に充てる時間が減る ・市役所のガバナンス（統治・統制）が弱くなる ・職員の連帯意識が希薄になる
統合する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の移動コストがなくなる ・移動時間を本来業務に充てることができる ・市役所のガバナンスが強化される 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所が市民から遠い感じを与える可能性がある

- これら2つの機能をそれぞれ統合「する」、「しない」に分けて検討する場合の検討パターンは、下表の3つ（太字のパターン）と考えます。

	執務機能を 集約しない	執務機能を 集約する
市民サービス機能を 集約しない	現状の4庁舎方式を維持する	市民自治センター 行政サービスセンター } 現状 執務機能は集約
市民サービス機能を 集約する	— この組合せは考えにくい	両機能とも集約

※集約には、1か所以外に現状から箇所数を減少して集約することも含めています。

(2) 「市民サービス機能」と「執務機能」の統合について考慮すべき点の確認

- 上記の3つのパターンについて、それぞれ以下の点が考慮すべき点として確認しました。

①現状の4庁舎方式を維持する

【概要】

- 市民サービス機能（行政サービスセンター含む）も職員の執務機能も現状のままとする。

【考慮すべき点】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> a) 市民サービス機能の利用者が周辺住民に偏っている点 b) 庁舎間移動などの本来業務以外に職員の時間が取られる点 c) 市役所職員の連帯意識が希薄になる恐れのある点 d) 市役所のガバナンスが相対的に弱くなる点 e) 分散した庁舎での災害対策活動となり、大規模災害時においては、災害対策本部員会議での決定事項が迅速に伝わらず、対策活動にも支障が出る可能性がある点 f) 建物の維持管理コストは現状のままであることに加え、耐震化されていない庁舎の改修費が必要となる点 g) 耐震化しても建物の耐用年数は延びない（老朽化した施設はいずれ建て替えが必要）という点 h) 職員、公用車の移動に係るコストが現状のまま必要となる点 |
|---|

② 「執務機能」のみを集約し、市民サービス機能は現状のまま

【概要】

- 職員の「執務機能」を1～2か所に集約するが、市民サービス機能（行政サービスセンター含む）は現状のままとする。

【考慮すべき点】

- a) 市民サービス機能の利用者が立地場所の周辺住民に偏っている点
- b) 市民に身近な職員の数が減り、市民から遠い市役所の印象を与える可能性がある点
- c) 市民サービス機能を提供する場所を更に検討すべき事項がある点
現行の市役所の場合市民サービス機能以外のスペースが空くのでその活用方法隣接するほかの公共施設等に移転する場合、その場所と現行庁舎の活用方法
- d) 市民サービス機能を維持するためのコストが必要となる（現状のまま）点
- e) 職員を集約できる庁舎を確保するために、庁舎の規模を拡大（新築）する点
- f) 執務機能を集約する箇所数（1か所か2か所）と場所を決定する点

③ 「市民サービス機能」、「執務機能」とも集約

【概要】

- 「市民サービス機能」及び職員の「執務機能」ともに現状より少ない箇所数に集約する。

【検討事項】

- a) 市民サービスの提供場所の数が減り、市民の利便性が低下する点
- b) 市民に身近な職員の数が減り、市民から遠い市役所の印象を与える可能性がある点
- c) 市民サービス機能及び執務機能を集約する箇所数（1か所か2か所）と場所を決定する点
市民自治センター、行政サービスセンターをそれぞれ何箇所に集約するか
集約する場所、残す場所はどこが良いか
- d) 職員を集約できる庁舎を確保するために、庁舎の規模を拡大（新築）する点

3. 2 分庁舎方式と統合方式のコスト比較

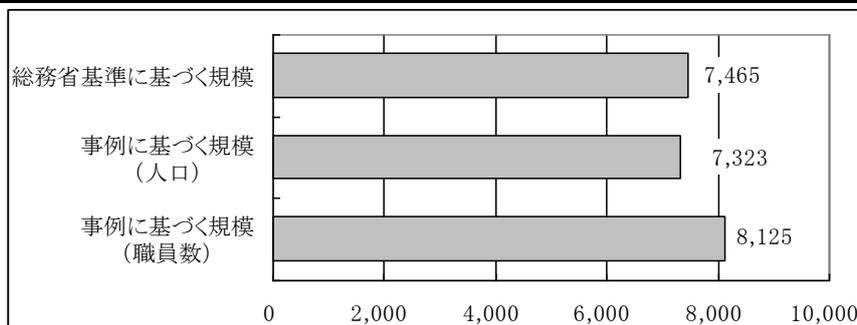
- ◎ 1か所に集約化した場合、建設・改修費は現状維持（4庁舎方式）と比較して最大11.1億円増大しますが、毎年の管理運営費は逆に6,000万円削減され、19年程度で建設改修費の増大額を回収することができます。
- ◎ 2か所に集約化した場合は、同様の考え方から管理運営費の削減により15年程度で建設改修費の増大額を回収することができます。

(1) 適正規模の検討

- 米原市における行政サービスセンターを除く庁舎の適正規模について、総務省地方債同意等基準、人口規模の近い自治体における先行事例の2つの視点から検討した結果7,300~8,100㎡程度と考えられます。
- 以下の検討では、庁舎の適正規模をほぼ上限値の8,000㎡として取り扱います。

図表 31 総務省基準と先行事例をもとに算出される適正床面積の比較

	適正床面積 ㎡	備考
総務省基準に基づく規模	7,465	総務省基準に基づいて、現職員数とその職階から算出。
事例に基づく規模(人口)	7,323	[米原市人口(H23年10月)]×[人口当たり床面積]
事例に基づく規模(職員数)	8,125	[正規職員数(H23年4月)]×[職員当たり床面積]



(2) 庁舎方式の比較検討ケースの設定

①基本的な考え方

- 現在4か所ある庁舎をそのまま維持する4庁舎方式のほか、市民の利便性を確保する（市民自治センターを残す）ことを前提に、業務の効率化の観点から庁舎数を減らす方向で集約化することが考えられます。
- 集約化に当たっては、効率化の観点から3か所への集約化は想定せず、1か所又は2か所への集約化を想定します。

【想定される庁舎方式】

- 現状の4庁舎方式を維持するケース
- 1か所に集約化するケース
- 2か所に集約化するケース

② 1か所に集約化するケース

【集約化方法】

- 1) 現在の庁舎を改修又は庁舎を除く公共施設等の全部若しくは一部を改修して利用するとともに、不足部分について新たに周辺に第2庁舎を整備するケース
- 2) 庁舎を除く公共施設等の全部又は一部を改修して利用するケース
(利用可能な公共施設等がある場合に限る)
- 3) 新庁舎を整備するケース

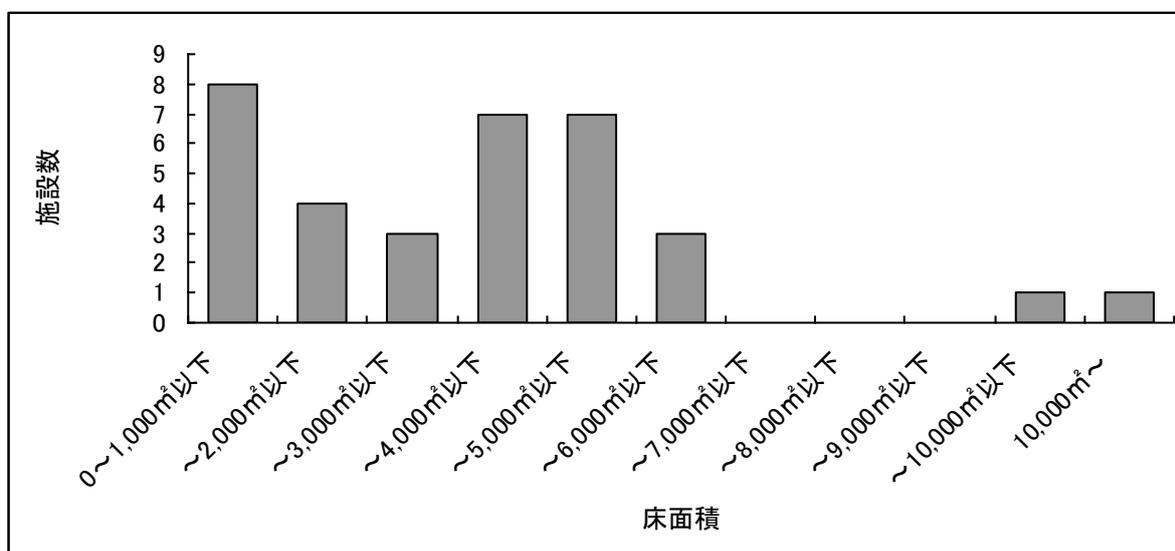
【改修により庁舎として利用可能な公共施設等について】

- ・ 上記2)の場合、約8,000㎡の利用が可能な公共施設等が必要になりますが、実質的に利用可能な公共施設等は米原市内には存在しないため、1)または3)を選択することになります。

【参考】 庁舎以外の公共施設の規模

- ・ 米原市の庁舎建物として利活用できる可能性のある公民館・市民交流施設等の16の公共施設、小中学校全18校(分校含む)の規模を見ると、床面積1,000㎡以下と3,000㎡~5,000㎡以下の施設が多くなっています。10,000㎡前後の施設は、ルッチプラザ(約9,500㎡)と滋賀県立文化産業交流会館(約10,530㎡)です。

図表 32 各床面積における公共施設・小中学校の度数分布



※滋賀県立文化産業交流会館は、1階部分がホール等で利用されているため、庁舎としての利活用は不可能で、2~5階部分の約3,320㎡程度が対象となります。

【市民自治センターの確保の方法】

a) 改修工事を実施したうえで既存庁舎を利用する

- ・ 執務機能の集約後において、市民自治センター以外の既存庁舎の未利用スペースの有効活用方法がある場合、必要に応じて耐震補強工事等の改修工事を実施したうえで、既存庁舎を市民自治センターを含む公共施設として利用します。

b) 公共施設等の低未利用スペースを有効活用し既存庁舎を解体する

- ・ 執務機能の集約後において、市民自治センター以外の既存庁舎の未利用スペースの有効活用方法が特段ない場合、公共施設マネジメントの観点から、同じ地区内の他の公共施設等の低未利用スペースを有効活用し、既存庁舎を解体撤去します。

③ 2か所に集約化するケース

- ・ 2か所への集約化を想定した場合において、①交通アクセス、②築浅度、③耐震性能、④敷地の余裕度、⑤事業費の観点から各庁舎を評価すると、以下のとおりであり、2か所のうち1か所は山東庁舎が適切と考えられます。

図表 33 2か所に集約する場合における各庁舎の評価

概要及び評価項目	伊吹庁舎	山東庁舎	近江庁舎	米原庁舎
敷地面積	3,190㎡	8,280㎡ (借地1,660㎡含む)	6,960㎡	10,730㎡
延床面積	2,010㎡	4,380㎡	1,970㎡	2,020㎡
建築年月	S32年12月 H13年4月	S61年9月 S59年10月 S48年3月	S38年3月 S57年3月 H14年3月	S45年9月
①交通アクセス	△ 鉄道駅からのアクセスが不便	○ 鉄道駅からのアクセスが良好	△ 鉄道駅からのアクセスが不便	◎ 鉄道駅からのアクセスが良好
②築浅度	△ 築後54年(△) 築後10年(○)	○ 築後25年(○) 築後27年(○) 築後39年(△)	○ 築後49年(△) 築後29年(○) 築後9年(○)	△ 築後41年
③耐震性能	△ 主要棟は未補強	○ 主要棟は新耐震基準	△ 3棟のうち1棟は耐震補強が不十分な可能性がある	△ 未補強
④敷地の余裕度	△ 狭隘	△ 駐車場を借地し余裕度は低い	○ 比較的余裕がある	○ 余裕がある
⑤事業費	△ 適正規模の1/4の床面積しか確保できない	○ 適正規模の半分の床面積を確保可能	△ 適正規模の1/4の床面積しか確保できない	△ 適正規模の1/4の床面積しか確保できない

注)◎:優れる、○:やや優れる、△やや劣る

【集約化方法】

- ・ 山東庁舎（約4,400㎡）の対応については改修して利用します。
- ・ 残り1か所の庁舎の対応については、以下の3ケースが想定されます。
- ・ 市民自治センターの確保の方法については、1か所に集約するケースと同様とします。

- 1) 既存庁舎を耐震補強工事等の改修工事を実施したうえで利用し、不足する部分については新たに第2庁舎を整備するケース
- 2) 庁舎を除く公共施設等の全部又は一部（約3,600㎡※）を耐震補強工事等の改修工事を実施したうえで利用するケース
- 3) 新庁舎（約3,600㎡※）を新たに整備するケース

注)※: 1か所に集約化するケースと同様に、各地区に残す市民自治センターを除くため、正確に言えば3,600㎡よりも小さくてよいが、必要な市民自治センターの規模が不明のため、現時点では3,600㎡とします。

(3) 庁舎の維持管理費の比較検討

- 1か所に集約化するケースと2か所に集約化するケースについて、維持管理費を比較します。
- 1か所に集約化するケースは、床面積の削減効果に加えて、拠点ごとに人員（正規職員又はシルバー人材センター）を配置している清掃関連費用及び保安関連費用が削減拠点数に比例して削減されることもあり、年間約2,900万円の維持管理費の削減が期待されます。
- 2か所に集約化するケースは、1か所に集約化するケースよりも清掃関連費用及び保安関連費用の削減効果が小さく、それでも年間約1,600万円の削減効果が期待されます。

図表 34 維持管理費削減効果の試算結果

区 分	現状維持 (4庁舎方式)	1か所に集約化 するケース	2か所に集約化 するケース
拠点数	4	1	2
削減拠点数 (削減率)	—	3 (75%)	2 (50%)
延床面積	10,380㎡	8,000㎡※	8,800㎡※
削減床面積 (削減率)	—	2,380㎡ (23%)	1,580㎡ (15%)
維持管理費	84,315千円/年	55,360千円/年	68,051千円/年
	8,123円/年㎡	6,920円/年㎡	7,733円/年㎡
削減可能な 維持管理費 (削減率)		28,955千円/年 (34%)	16,264千円/年 (19%)

注) ※：各地区に残す市民自治センターを含みます。

(4) 庁舎の建設・改修費の比較検討

- 1か所に集約化するケースと2か所に集約化するケースについて、現状維持（4庁舎を改修する方式）に対してどの程度、新庁舎の建設・改修に要する事業費（用地取得費や外構工事費は含まない）が増大するかを比較検討します。
- 両ケースとも、以下の2ケースについて建設・改修に要する費用を試算し、現状維持と比較検討します。
- なお、ここでは各地区に残す市民自治センターの設置方法は考慮しないものとします。そのため、各地区の市民自治センターの改修費用や、集約化に伴い執務部分が退去した庁舎の解体又は改修に要する費用は含まないものとします。

● 1か所に集約化するケース：

新庁舎（約8,000㎡※1）を整備するケース

● 2か所に集約化するケース：

山東庁舎を改修するほか新庁舎（約4,400㎡※2）を整備するケース

注) ※1：各地区に残す市民自治センターを除くため、正確に言えば8,000㎡よりも小さくてよいが、必要な市民自治センターの規模が不明のため、現時点では8,000㎡とします。

※2：(8,800-4,400)㎡

- 建設・改修費を試算すると、既存庁舎をすべて改修する現状維持の場合の事業費は15.3～19.6億円、1か所に集約化するケースの事業費は約26.4億円、2か所に集約化するケースの事業費は20.4～21.9億円と試算されます。

図表 35 建設・改修費の試算結果

区 分	現状維持※ (4庁舎方式)	1か所に集約化 するケース	2か所に集約化 するケース
建設・改修費	15.3～19.6億円	約26.4億円	20.4～21.9億円
現状維持からの増大額	—	6.8～11.1億円	2.3～5.1億円

注) ※：劣化診断調査や耐震診断調査等の結果によっては建替が必要なことが想定され、その場合は、現状(4庁舎方式)の維持のためには1か所に集約化するケースを上回る建設・改修費が必要になる可能性もあります。

(5) 庁舎間移動に係る費用の比較検討

- 庁舎を1か所又は2か所に集約した場合には、現状よりも職員の庁舎間移動が減りますので、それに伴い公用車の費用も削減します。

図表 36 1か所に集約した場合のコスト削減効果

削減台数	購入費	メンテナンス費
12台	21,043千円	1,887千円/年

図表 37 2か所に集約した場合のコスト削減効果

削減台数	購入費	メンテナンス費
8台	14,029千円	1,258千円/年

(6) 集約化ケースの試算のまとめ

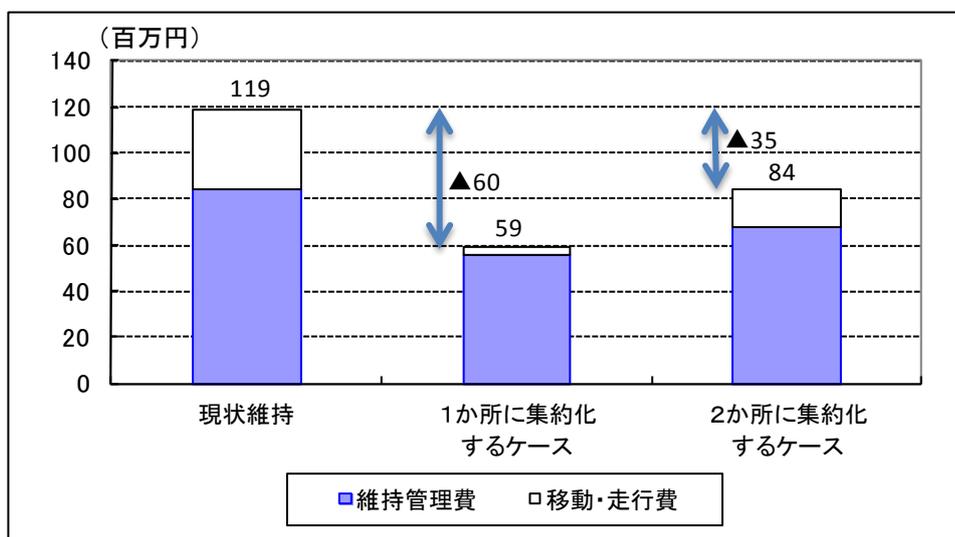
- これまでの集約化ケースによる削減効果の試算結果をとりまとめると、次の2つの図表のとおりとなります。
- 1か所に集約化した場合、建設・改修費は現状維持（4庁舎方式）と比較して最大11.1億円増大しますが、毎年の管理運営費は逆に6,000万円削減されることから、管理運営費の削減により19年程度で建設改修費の増大額を回収することができます。
- また、2か所に集約化した場合は、同様の考え方から管理運営費の削減により15年程度で建設改修費の増大額を回収することができます。

図表 38 建設・改修費の増大額試算結果（再掲）

区 分	現状維持 （4庁舎方式）	1か所に集約化 するケース	2か所に集約化 するケース
建設・改修費 （実質的な市の負担額※）	15.3～19.6億円 （5.1～6.6億円）	約26.4億円 （8.8億円）	20.4～21.9億円 （6.8～7.3億円）
現状維持からの 増大額	—	6.8～11.1億円	2.3～5.1億円

注) ※：合併特例債による交付税措置（基準事業費×95%×70%）を除く米原市の負担額です。なお、この経費には地方債に対しての利子償還経費を含んでいません。

図表 39 毎年の管理運営に関する費用の削減額試算結果



3. 3 今後の市庁舎等の在り方についての提言

◎市民委員会としての結論は下記に要約されます。

- ・ 執務機能は1か所に集約
- ・ 併せて庁舎も1か所に統合
- ・ 場所についての結論は出なかったが、市の方で早急に出されたい
- ・ 市民サービス機能は現状同様に分散配置とし、最低4か所を確保する

- ・ 3つのパターンのうち、「②「執務機能」のみを集約し、市民サービス機能は現状のまま」を議論の中心にします。（第5回会議）

《理由》

- ▶ 市民サービスを4つの庁舎と4つの行政サービスセンターで提供している現在の体制に対する市民の評価は高いこと
 - ▶ 28ページに整理した現状の4庁舎方式を維持する場合の考慮すべき点の問題は大きいこと
 - ▶ 特に維持管理コストが現在と不変であること、いずれ古い庁舎を建て替える必要があること、などから統合することが必要であること
 - ▶ このことから、庁舎の統合と併せて職員の執務機能を集約、市民サービス機能は分散のままとする
- ・ 執務機能は1か所に集約することが望ましく、これに併せて庁舎も1か所に統合してください。（第5回会議）

《理由》

- ▶ 庁舎間の移動経費は1か所に集約していれば発生しない経費であること
- ▶ 本庁の意思決定やガバナンス確保から1か所が良いこと
- ▶ 長期的に見た場合、2か所の分散は妥協案でしかないこと

- ・ 1か所に集約する場所については、引き続き議論が必要です。（第5回会議）

《理由》

- ▶ 現状の4庁舎については、いずれも問題があること
- ▶ 伊吹庁舎は、耐震性、アクセス性、築浅度、敷地の余裕度、想定される事業費のいずれの面も良くない⇒不足分を周辺に整備することも、新築することも難しい
- ▶ 山東庁舎は、耐震性と鉄道駅からのアクセス性は良いが、現状でさえ駐車場を借りている状況であり、統合後の職員の執務スペースを確保できない⇒不足分を周辺に整備することができない、新築するとしても駐車場が十分に取れない（現庁舎はまだ使用できる）
- ▶ 近江庁舎は、鉄道駅からのアクセスはあまり良くない、現庁舎が古い⇒新築して

確保する

- ▶ 米原庁舎は、鉄道駅からのアクセスは良いが、市域から見ると端に立地している、施設そのものは古い⇒新築して確保する
- ▶ いずれの場合もコストは最小限にすること

- 集約する場所の結論は早急に出してください。**（事務局提案）←合併特例債を活用したいため。**

《理由》

- ▶ 新設や不足する部分を新たに整備する場合、合併特例債を活用するため、集約する場所は可能であれば1年以内（平成24年度内）に結論を出すこと

- 市民サービス機能は分散立地で良いが、立地場所、市民自治センターと行政サービスセンターの役割分担などの在り方は見直す必要があります。（第5回会議）

《理由》

- ▶ 分散立地については市民の評価が高いこと
- ▶ 執務機能を集約するので、現在の場所（庁舎内）に市民自治センターだけを残すのは施設利用が非効率になるため、設置場所は検討する必要があること
- ▶ 耐震性能を満たさない庁舎について耐震補強工事等の改修工事も考慮し、何らかの対応をすること
- ▶ 行政サービスセンターについては周辺の住民のみの利用に限定されていること
- ▶ 行政サービスセンターは一人職場であり執務環境に問題があること

- 市民自治センターについては他の公共施設に移転し、現在の庁舎を有効活用できるようにしてください。（第5回会議）

《理由》

- ▶ 執務機能を集約するので、現在の場所（庁舎内）に市民自治センターだけを残すのは施設利用が非効率になること（再掲）
- ▶ 周辺の他の公共施設に移転し、その中で市民サービス機能を提供するのが望ましいこと
- ▶ 庁舎は完全な空き状態になった方が有効活用の方法の選択肢が広がること

- 市民自治センターが担っている地域自治の振興に関する機能の在り方については、市に委ねる。

《理由》

- ▶ 今回の市民会議では、市民自治センターについては、いわゆる窓口サービスを中心とした市民サービスに焦点を当てて検討をし、地域自治振興機能については十分に議論していないこと

（市民自治センターの結論は、本日の行政サービスセンターとの関係から変わることもあり。）